

メキシコ合衆国保税加工工場
(マキラドーラ)
関連施設整備計画事前調査団
調査報告書

昭和62年4月

国際協力事業団

計 画
J R
97-110

RY

JICA LIBRARY



1040126[3]

メキシコ合衆国保税加工工場
(マキラドーラ)
関連施設整備計画事前調査団
調査報告書

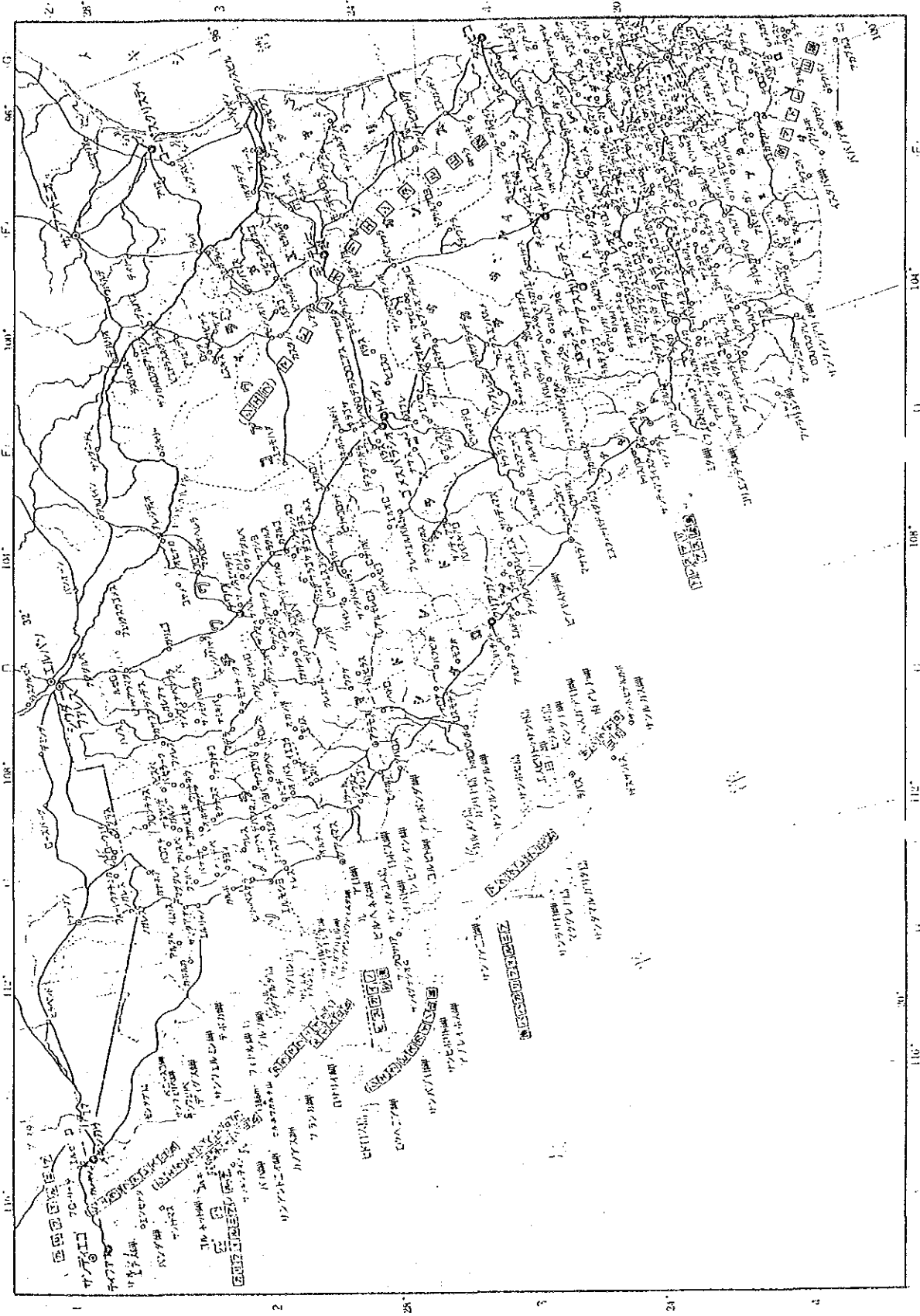
昭和62年4月

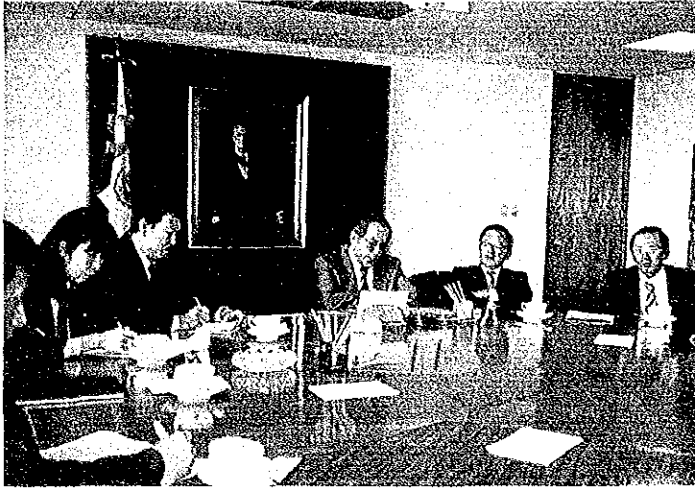
国際協力事業団

国際協力事業団

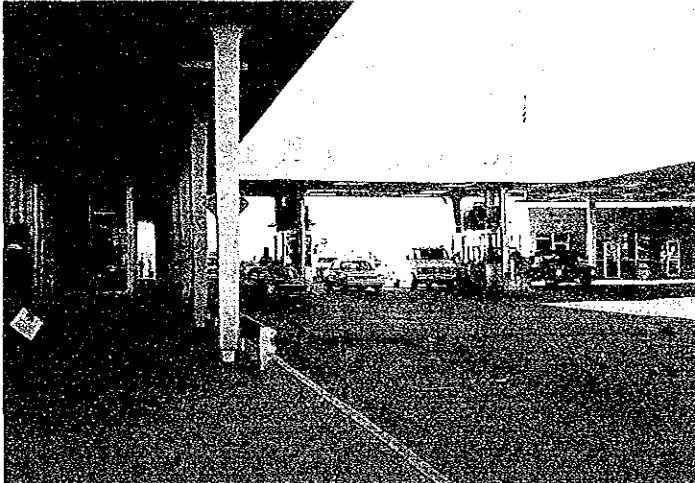
受入 月日	'87.10.15	615
登録 No.	16869	60 MPP

メキシコ北部

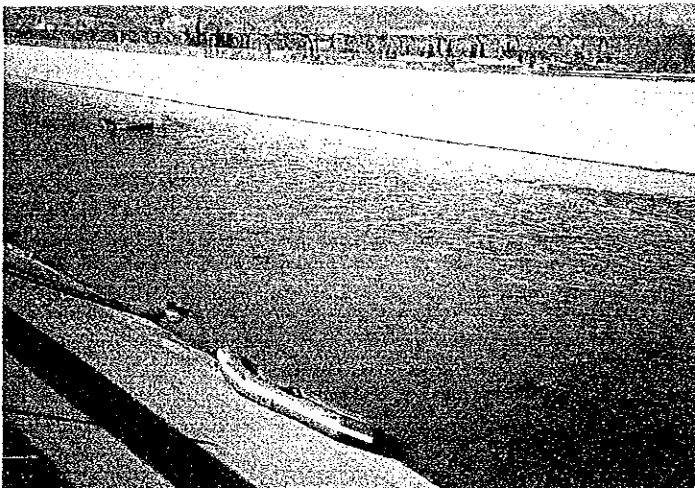




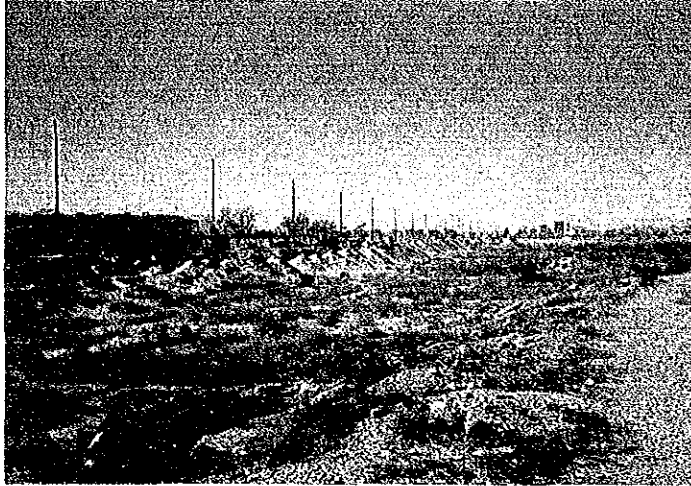
メキシコ政府
関係者との会談



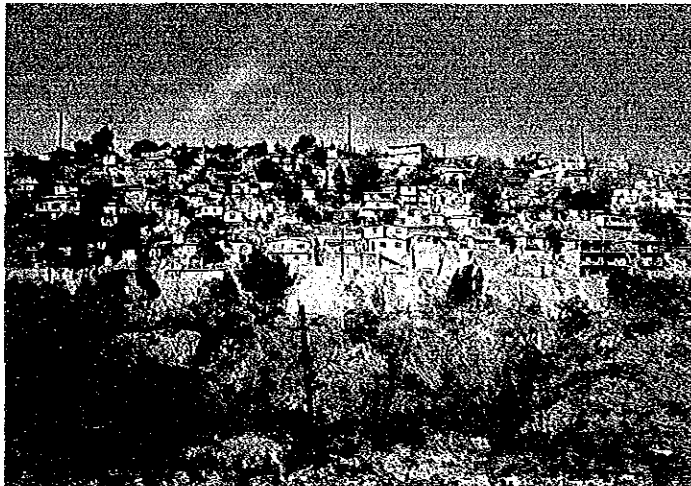
通関事務所
(米国国境)



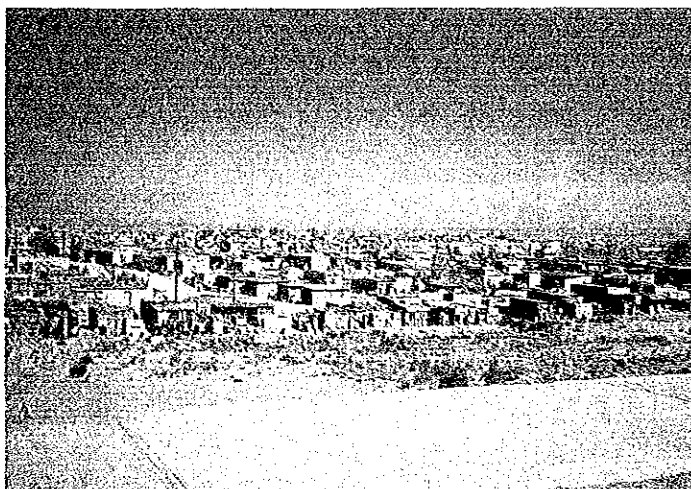
リオグランデ川
(米国国境)



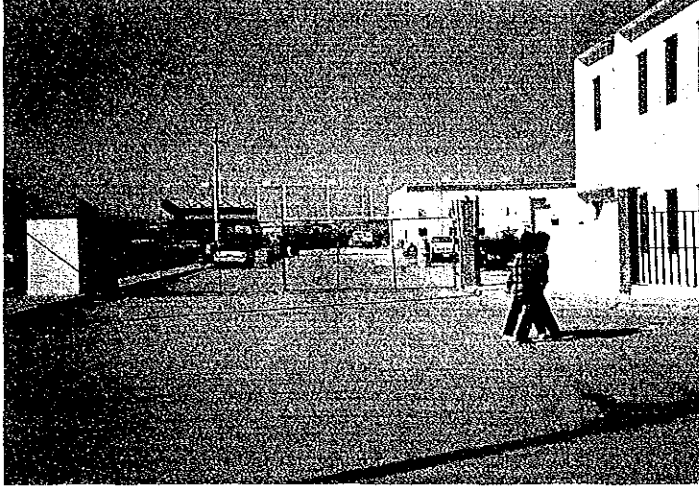
マキラドーラ
建設予定地



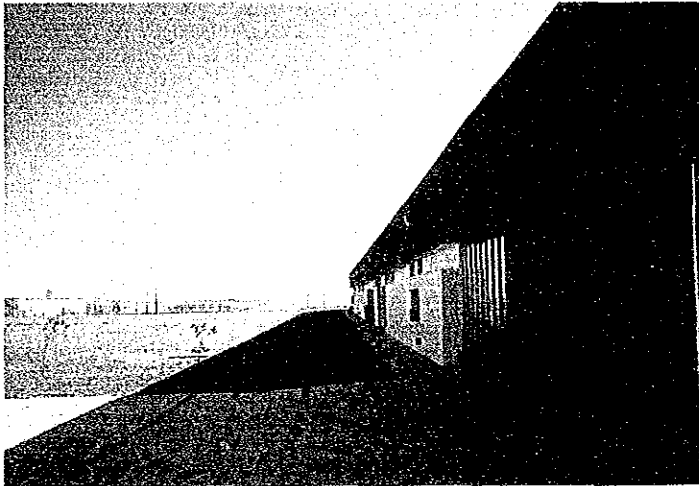
マキラドーラ労働者
の住宅地 1



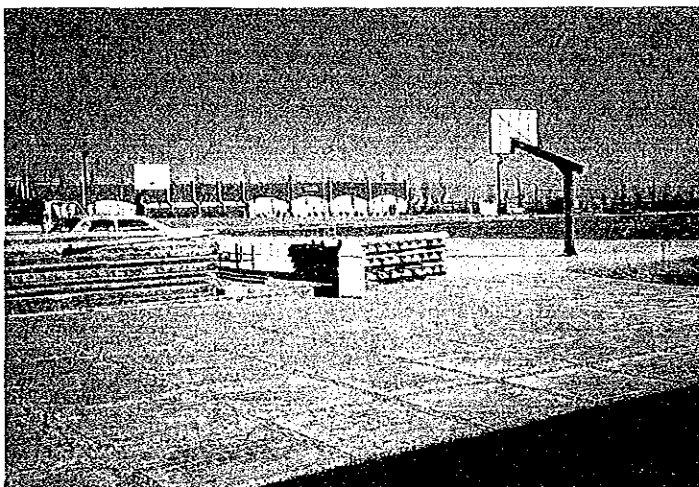
同 2



マキラドーラ進出
日系企業

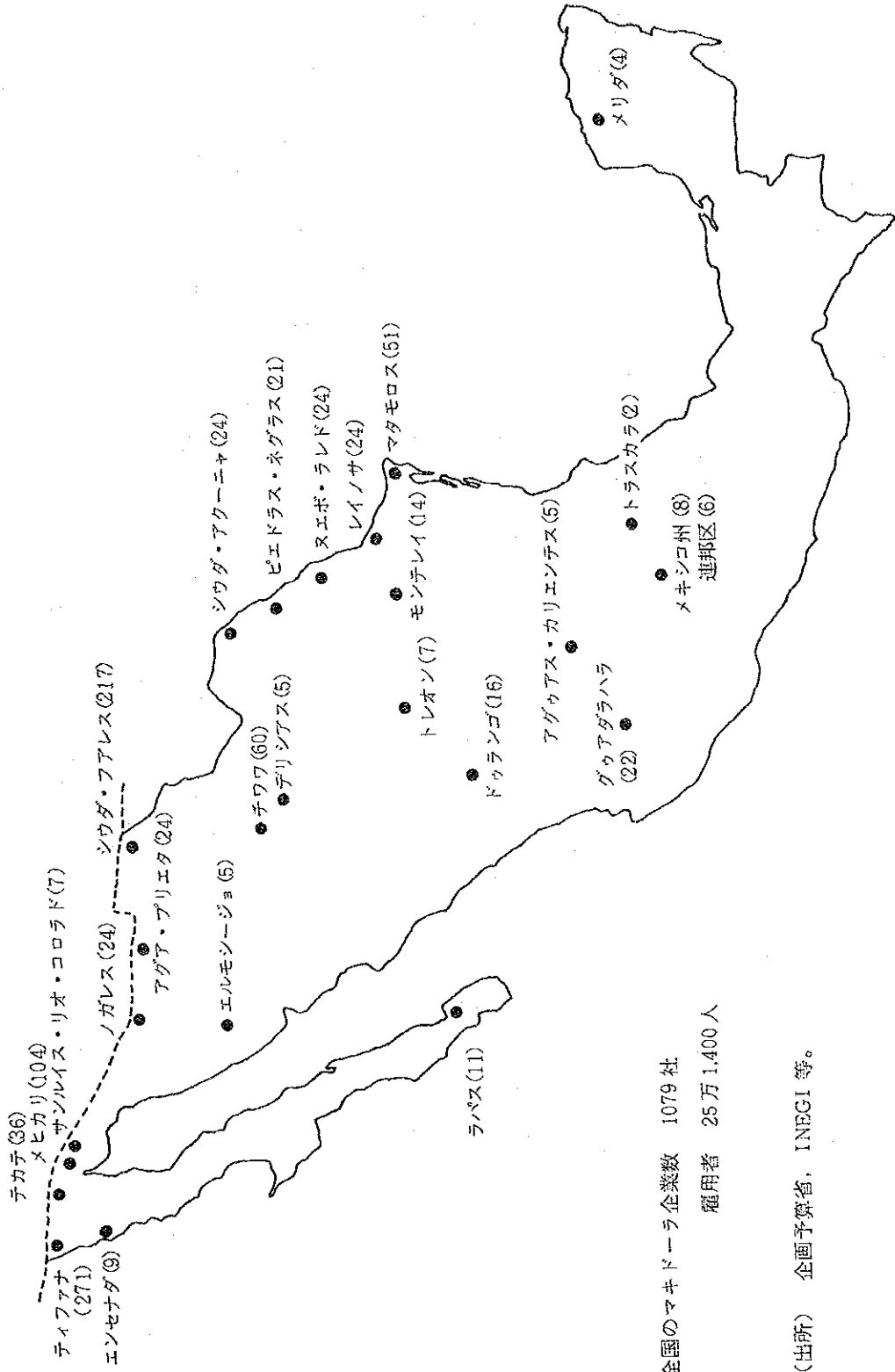


マキラドーラ
進出日系企業
関連施設
(サッカー場)



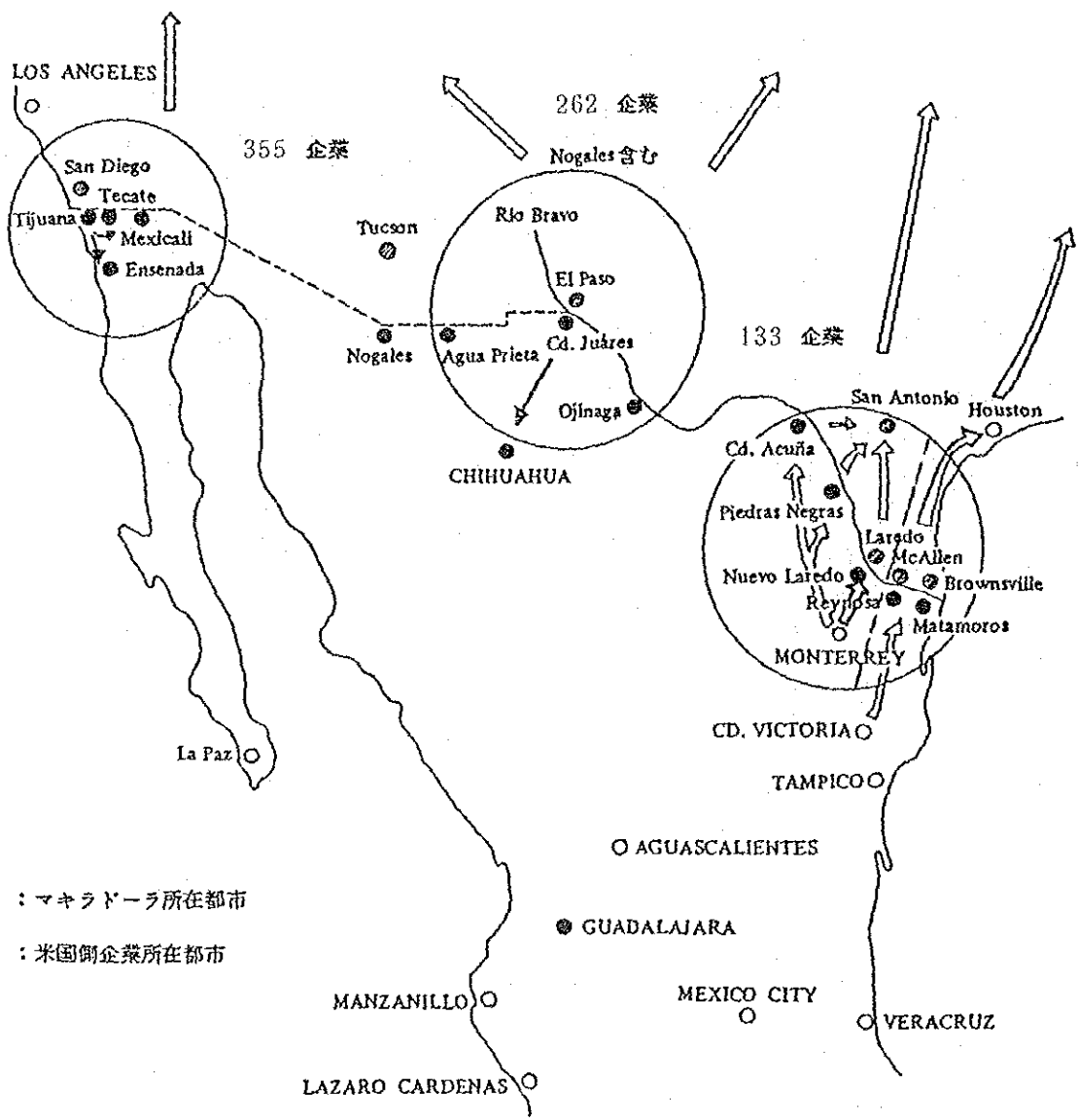
マキラドーラ
進出日系企業
関連施設
(バスケットコート)

メキシコ：マキドラー企業分布—1986年—



(出所) 企画予算省, INEGI 等。

国境周辺地域のマキラドーラの所在



(注)

- : マキラドーラ所在都市
- : 米国側企業所在都市

目 次

1. 調査の概要, 背景	1
2. 調査の目的, 内容	1
3. 調査の団員構成	1
4. 調査日程, 主要面談者	2
5. メキシコ合衆国の一般概況	6
6. メキシコ合衆国における投資概況	22
7. マキラドーラ制度及び現状について	31
(参考) 輸出保税加工(マキラドーラ)工業の振興及び操業のための法律	46
8. シウダーファレス及びティファナ地区の一般事情	55
9. マキラドーラ関連施設の開発計画	74
(参考資料)	
(1) シウダーファレスでのユータリティ料金と設置費用	111
(2) エルバソ工業開発公社など	126
(3) バハ・カリフォルニア州インフラストラクチャー指標	140
(4) アメリカ関税法特典及び一般特惠制度について	154

各種統計表

メキシコ経済諸指標	12
メキシコの貿易動向	13
メキシコの国際収支見通し	15
メキシコの石油事情	16
メキシコの対外債務	17
日本メキシコ貿易の推移	18
我が国の対墨経済協力	19
日本の対メキシコ投資	21
メキシコの直接外国投資受入（参考資料6-1）	26
マキラドーラ地域別企業数推移（参考資料7-3）	39
日系マキラドーラ企業（参考資料7-8）	44
シウダ・ファレス市の工業団地（参考資料8-2）	61
北バハ・カリフォルニア州の工業団地（参考資料8-8）	70
マキラドーラ制度の利点 三ヶ国比較	73
マキラドーラ関連インフラのコスト・経費	89

1. 調査の概要，背景

(1) 調査団名

メキシコ合衆国保税加工工場（マキラドーラ）関連施設整備計画事前調査団

(2) 調査の背景

メキシコ合衆国では、1983年より保税加工工場（マキラドーラ）の開発を推進してきている。このマキラドーラとは、先進諸国からの投資を推進し、地域の雇用促進や地域経済開発を目的としてメキシコ政府が制定した制度であり、投資企業に対して様々な優遇策が整えられている。

本制度は、米国をはじめとする先進国間で大きな関心を呼んでおり、本邦企業の進出も徐々に増加してきている。しかしながら、マキラドーラ進出日系企業は米国との国境地帯に集中しているところ、この地域における周辺の道路、橋、病院、学校等の関連施設は十分とは言えない状況にある。

2. 調査の目的，内容

(1) 目的

本調査はマキラドーラ進出日系企業の開発地域における関連施設の整備状況を調査し、今後必要な主要施設について、その適正開発計画を策定することを目的とした。

(2) 内容

- (a) マキラドーラの開発計画調査
- (b) マキラドーラの関連施設整備状況調査
- (c) マキラドーラをめぐる市場、投資動向調査

3. 調査の団員構成

団長	後藤純夫	国際協力事業団鉦工業開発協力部 鉦工業投融資課長
市場行政	五十嵐明雄	通商産業省通商政策局 米州大洋州課市場専門官

投資動向	加賀美充洋	アジア経済研究所総務部 総務課長
工業立地計画	野町隆三	国際協力総合研修所 国際協力専門員
業務調整	松本博行	国際協力事業団鉱工業計画調査部 鉱工業計画課

4. 調査日程，主要面談者

(1) 日 程

1月21日(水)	東京—メキシコシティ
22日(木)	午前 JICA事務所にて日程打合わせ 公使表敬 午後 SUBSECRETARIA DE REGULACION DE INVERSIONES EXTRANJERAS Y TRANSFERENCIA DE TECNOLOGIA (外国投資局)訪問 J E T R O 訪問 BANCO NACIONAL DE MEXICO 東京銀行メキシコ駐在員と懇談
23 (金)	午前 SECRETARIA DE COMERCIO Y FOMENTO INDUSTRIAL (商務工業振興省)訪問 午後 同次官表敬 日本商工会議所メンバーと懇談 日本長期信用銀行メキシコ駐在員と懇談
24 (土)	午前 JICA事務所にて打合わせ
25 (日)	シウダーファレスへ
26 (月)	午前 矢崎総業訪問 午後 T D K 訪問
27 (火)	午前 エルパソ訪問 EL PASO INTERNATIONAL DEVELOPMENT CORPORATION 訪問 午後 EL PASO FOREIGN TRADE ZONE 見学

(EL PASO INTERNATINOAL AIRPORT)

アメリカ矢崎総業訪問

- 28 (水) 午前 ティファナへ
午後 COMISION DE FOMENTO INDUSTRIAL Y DEL
COMERCIO INTERNACIONAL DE TIJUANA TECATE
訪問
ティファナ・メヒカリ・エンセナダ市の開発委員会メンバーと
の懇談
- 29 (木) 午前 松下訪問
三洋訪問
午後 ソニー訪問
- 30 (金) ロスアンジェルスへ
- 31 (土)
- 2月 1日(日)東京

(2) 主要面談者

(a) メキシコシティー

在メキシコ日本大使館

甲斐 紀武 公使

上野 裕 一等書記官

JICAメキシコ事務所

細野 豊 所長

金城 誠一 所員

JETROメキシコセンター

柘植 方雄 所長

辻 武 所員

日本商工会議所

小沢 悦雄 所長

在メキシコ日本商工会議所

松本 孝 事務局長

メキシコ日本商工会議所メンバー

谷垣 憲一 メキシコ三井物産副社長

日笠 徹 伊藤忠メキシコ会社社長

徳田日出男 日本輸出入銀行首席駐在員

滝本 昇 コンセルサ(株)社長

原 稔 山崎会計事務所

東京銀行メキシコンティー駐在員事務所

新出 武雄 所長

岡田 カズヒロ 所長代理

日本長期信用銀行メキシコンティー駐在員事務所

亀山 嘉和 所長

岩崎 和雄 所長代理

SECRETARIA DE COMERCIO Y FOMENTO INDUSTRIAL

LUIS BRARO AGULERA SUBSECRETARIO

LIC. JOSE M. MARTINEZ AYALA DIRECTOR GENERAL

SUBSECRETARIA DE REGULACION DE INVERSIONESEXTRANJERAS

Y TRANSFERENCIA DE TECNOLOGIA

LIC. ADOLFO HEGEWISH FERNANDEZ SUBSECRETARIO

LIC. MARIO A. ESPINOSA DE LOS REYES DIRECTOR GENERAL

BANCO NACIONAL DE MEXICO

LIC. JESUS GARCIA MARTINEZ HEAD

LEON OPALIN VICE PRESIDENT

ALEJANDRO MORALES DE LA VEGA SENIOR VICE PRERIDENT

(b) シウダーファレスおよびエルパン

メキシコ矢崎総業

石原 タダシ GERENTE GENERAL

柳川 シュウジ CONSEJERO DEL GERENTE GENERAL

平松 キヨヒロ GERENTE DE PLANTA

メキシコTDK

名波 義晴 GENERAL DIRECTOR

高橋 ツネオ ADMINISTRATION AND PLANNING MANAGER

アメリカ矢崎

高中 トオル GENERAL MANAGER

唐崎 タツオ CONTROLLER

EL PASO INDUSTRIAL DEVELOPMENT CORPORATION

BERT M. DIAMONDSTEIN DIRECTOR

GRAMBLING & MOUNCE (ATTORNEYS AND COUNSELORS AT LAW)

WILLIAM J. ROHMAN

EL PASO INTERNATIONAL AIRPORT

GEORGE E. PERRY, JR AIRPORT MANAGER

ROBERT C. JACOB, JR FOREIGN TRADE ZONE MANAGER

(c) ティファナ (パッサカリフォルニア州)

メキシコ松下

西村 ハルオ VICE PRESIDENTE EJECUTIVO

LIC. JOSE ANTONIO GONZALES IBARRA DIRECTOR DE OPERACIONES

メキシコ三洋

永山 俊康 PRESIDENT

メキシコSONY

ROBERTO DEL CASTILLO PLANT MANAGER

北脇 考美 ソニー(株)東京大崎工場

SECRETARIA DE DESARROLLO GOBIERNO DEL ESTADO DE BAJA CALIFORNIA

(TIJUANA)

JOSE GARCIA CARDENAS DELEGADO

I. ROBERTO JIMENEZ BARAJAS DELEGADO

(ENSENADA)

LIC. JAIME JIMENEZ SALAZAR PROMOTOR

(MEXICALI)

LIC. GUILLERMO CHACON STRATTA DIRECCION

ING HECTOR M. PASTRANA M.

ING FRANCISCO MASAO ITO A.

COMISION DE DESARROLLO INDUSTRIAL DE MEXICALI

RUBEN AGUILAR S. EXECUTIVE DIRECTOR

COMISION DE FOMENTO INDUSTRIAL Y DEL COMERCIO

INTERNACIONAL DE TIJUANA-TECATE

ING. JOSE FCO. MUNGUIA O. DIRECTOR

OFFSHORE FACTORIES INC.

ALEJANDRO BUSTAMANTE GUTIERREZ VICE-PRESIDENT OF

OPERATIONS

BAJA INDUSTRIAL MADERERA S. A. DE C. V.

FERNANDO MORFIN A. GERENTE DE OPERACIONES

5. メキシコ合衆国の一般概況

(1) 国 土

総面積 197 万 Km² (日本の約 5.3 倍)

(2) 人口及び人種

1985 年 7,852 万人

平均年間人口増加率 (1980 年～85 年) 2.5 %

都市人口比率 (1985 年) 53.6 %

人種構成

混 血 (メスティソ)	6.0 %
現 住 民	3.0 %
白 人	9 %
そ の 他	1 %

(3) 歴 史 の 概 要

1519 年	スペインが侵略
1521 年	スペイン領となる
1821 年	スペインより独立
1836 年	テキサスが分離独立
1864 年～67 年	フランスのマクシミリアン皇帝の支配
1910 年	フランシスコ・マデロによる革命運動
1917 年	憲法の公布
1938 年	石油産業の国有化
1982 年	民間銀行の国有化

(4) 政 治

政 体	立憲民主制の連邦共和国
元 首	大統領 ミゲル・デラマドリ・ウルタード 1982 年 12 月就任, 任期 6 年 再選禁止
国 会	二院制 上院 64 名 下院 400 名
主要政党	立憲革命党 (PRI) 国民行動党 (PAN)

政 情

民 政

与党PRIの絶対多数により、政治的に安定

外 交

内政不干涉、民族自決、紛争の平和的解決が基本原則

コンタドーラ・グループの主要メンバー

(5) 教 育

義務教育期間 6年

識字率 83.0%

(6) 経 済

① GDP 1,814億ドル(1985年-IMF・IFS)

② 1人当りGNP 2,040ドル(1984年-世銀)

③ GDP成長率

年	1981	1982	1983	1984	1985	1986
成長率(%)	8.0	△0.2	△5.3	3.7	2.8	△3.1

(注) 1986年は暫定値 (出所) メキシコ中央銀行

(7) 経 済 の 特 色

石油依存型経済(輸出の約6割強が石油、確認埋蔵量493億バレル)。

米国との経済通商関係が極めて緊密(貿易額の約60%、日本約6%)。

経済調整政策を実施中。

輸出促進(非石油製品輸出の拡大)、輸入抑制、財政赤字の是正、インフレ抑圧、雇用の確保、開発事業の優先度の見直し等。

(8) インフ レ 率

1986年の消費者物価上昇率は105.7%であった。これは、歳入増加のための公共料金の引き上げと低価格維持のための基礎食料品等の補助金の削減や撤廃による歳出の縮小措置がインフレの大界に大きな影響を及ぼしたもので、特に統制価格品目の上昇率121.8%が自由価格品目の上昇率97.3%を大幅に上回っていることが注目される。

全 国 消 費 者 物 価 上 昇 率

(単位:%)

年	1981	1982	1983	1984	1985	1986
インフレ率	28.7	98.8	80.8	59.2	63.7	105.7

品目別全国消費者物価上昇率

(単位：%)

	85年	86年
総合インフレ率	63.7	105.7
統制・自由価格品目別		
統制価格品目	61.8	121.8
自由価格品目	64.7	97.3
品目別		
食料・飲料・タバコ	57.5	108.7
衣料・靴・アクセサリ	69.9	96.2
住宅	60.6	90.5
家具・調度品	59.4	109.3
健康・衛生	58.8	113.7
交通	76.5	117.4
教育・娯楽	61.2	106.6
その他	79.4	100.1

(注) 各年とも年末比，%。

(出所) メキシコ中央銀行

(9) 貿易動向

1986年の輸出総額(FOB)は157億5,930万ドルで、前年に比べ27.9%の減少、一方、輸入総額(CIF)も118億7,090万ドルで、前年に比べ15.3%減少した。この結果、86年の貿易収支は38億8,840万ドルにとどまり、前年の黒字幅に比べ大幅に縮少した。これは、メキシコの輸出総額の約6割を占める原油の価格が大幅に下落したためである。

(単位：100万ドル)

年	1981	1982	1983	1984	1985	1986
輸出	19,379	21,230	21,399	24,054	21,866	15,759
輸入	23,104	14,421	7,636	11,788	14,014	11,871
貿易収支	△3,725	6,809	13,762	12,266	7,852	3,888

(出所) メキシコ予算企画省

(10) 対外債務問題

86年末対外債務累積額1,000億ドル(国連ラテンアメリカ経済委員会)。

86年は原油価格の急落により外貨不足に拍車がかかり、87年末までにネット外貨必要額(ニューマネー)を約120億ドルとしている。

86年7月、IMF、世銀、IDBと新規融資協定に合意。

86年9月、民間銀行団と60億ドルの新規融資、既存債務の再リスケジュール及び金利の軽減について基本的に合意。

<IMFプログラムの前提となるメキシコの国内政策>

経済成長の回復

1987年実質成長率3.5%を目指す(86年は△3.1%)。

公共部門の活性化(国有企業の売却又は閉鎖、公的企業の合理化等)

貿易の自由化(関税の引下げ、為替管理の緩和等)

財政赤字の縮小

財政赤字対GDP比15%(86年見込み)を87年末までに3%引下げる。

物価政策の適正化(公共料金の引上げ、価格統制の廃止等)

(11) 日・墨経済関係

基本的には、貿易・経済協力を中心に良好

① 貿易

日・墨貿易は、80年からの原油輸入本格化に伴い急速に拡大。対墨輸出は、82年以降メキシコ経済の停滞、輸入規制等により低迷。一方輸入は、原油(我が国の原油総輸入量に占めるシェア約5%)を中心に堅調に推移しており、82年以降は日本の入超が続いている。

86年の日・墨貿易は、対墨輸出が機械機器、金属品等工業製品を中心に輸出され、1,032百万ドルで対前年比3.8%の増加であった。一方、輸入は総輸入額の7割以上を占める原油で数量増があったものの価格の急落が影響し、全体では1,439百万ドルで、対前年比22.0%減となった。なお、原油以外の主要輸入品目も塩、綿花等原燃料が中心である。

② 対墨経済・技術協力等

民間ベースの協力を中心としつつ、鉄鋼3プロジェクト(1)シカルツァ製鉄所第2期拡張(85.6から中断)、(2)大口径パイプ(85.9完成)、(3)鋳鍛鋼(85.9完成)に対する資金協力をはじめ、技術協力の面でも協力実施。

・無償協力(85.12月末累計)漁業訓練計画等	9件	14億円
・有償協力(85.12月末累計)シカルツァ製鉄所第2期拡張計画		178億円
商品借款		119億円

・資金協力

86年4月ヘルソフ蔵相(当時)訪日時に以下のプロジェクトにつき10億ドルの資金協力要請があり、9月ペトリチオリ蔵相訪日時に基本合意に至った。

- イ. シカルツア製鉄所第2期拡張計画再開 2.6億ドル
鉄鋼の輸入代替を目的としたもの。
(粗鋼130万トン/年→330万トン/年)
- ロ. 輸出振興計画(EDP) 2.4億ドル
世銀からの融資を原資として墨政府金融機関が同国内の輸出産業に対し、原材料等の購入等に要する外貨を融資するもの。
- ハ. 太平洋石油計画(PPP) 5.0億ドル
大西洋側の原油を太平洋側に輸送するための第2パイプラインを中心とするプロジェクト。

・技術協力(85年度末累計)

研修生受入れ(JICA, AOTS等)	2,109人
専門家派遣(JICA, JODC)	939人

③ 対墨投資

イ. 対墨投資概況及び我が国の海外投資に占める地位

我が国企業のメキシコへの海外直接投資額(許可・届出ベース)は1986年3月末累計で238件1,330百万ドルであり、我が国の中南米諸国全体に対する投資額に占めるメキシコの比重は8.5%で、パナマ、ブラジルに次いで第3位、我が国の1986年3月末の対海外直接投資額(同上)累計に占めるメキシコの比重は1.6%である。

一方、対墨国別投資残高(実績ベース)に占める我が国企業の地位をメキシコ外国投資委員会の資料によってみると、我が国からの投資残高は、85年現在で約9億ドルで、米国、西独に次いで第3位となっている。

ロ. 業種別対墨投資概況

業種別に見ると対メキシコ直接投資額全体の53%は製造業であり、39%が資源開発関連となっており、その他、商業、金融保険等となっている。

業種別内訳 (85年度末累計)

(単位：件, 百万ドル)

業 種	件 数	金 額	構成比(%)
製 造 業	139	699	52.6
資 源 関 連	24	512	38.5
商 業	39	37	2.8
金 融 ・ 保 険	4	13	1.0
そ の 他	32	69	5.1
累 計	238	1,330	100.0

(許可・届出ベース)

(参考)

メキシコ経済諸指標

(単位：百万ドル)

	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
経済成長率 (%)	9.1	8.3	8.0	△0.2	△5.3	3.7	2.7	△3.1
インフレ率 (%)	20.0	29.8	28.7	98.3	80.8	59.2	63.7	105.7
完全失業率 メキシコ市(%)	5.7	4.5	4.2	4.1	6.7	6.0	5.7	4.6 (6月)
(国際収支)								
輸出	8,913	15,308	19,379	21,230	21,399	24,054	21,866	15,759
輸入	12,097	18,486	23,104	14,421	7,636	11,788	14,014	11,871
貿易収支	△3,184	△3,179	3,725	6,809	13,762	12,266	7,852	3,888
経常収支	△4,856	△6,761	△11,704	△3,122	3,700	4,500	541	△3,500
資本収支	4,332	9,799	18,153	6,079	△853	△1,000	△1,278	4,000
総合収支	419	1,151	1,012	△2,885	2,000	3,500	△3,400	500
外貨準備高	3,080	3,320	4,200	1,382	4,933	7,278	5,306	4,525
(億ドル) 対外債務残高	402	507	749	848	869	959	973	(8月末) 1,000

(出所：メキシコ中銀，86年はECLAC)

メキシコの貿易動向

(1) 86年の主要商品別輸出動向

(単位：100万ドル，%)

	85年	86年(暫定)	増減率
農産品	1,143.2	1,794.3	57.0
綿花	92.7	72.7	△21.6
コーヒー	481.0	822.8	71.1
トマト	198.2	423.7	113.8
その他	371.3	475.1	28.0
畜産品	179.5	312.7	74.2
鉱業品	13,819.1	6,041.2	△56.3
原油	13,308.8	5,531.5	△58.4
工業品	6,720.6	7,608.8	13.2
食料・飲料・タバコ	747.1	953.4	27.6
石油誘導品	1,351.1	639.6	△52.7
石油化学製品	106.9	87.4	△18.2
化学品	676.3	830.1	22.7
鉄鋼製品	649.2	920.9	41.9
金属製品・機械機器	2,335.7	3,051.0	30.6
その他工業品	854.3	1,126.4	31.9
その他	4.0	2.3	△42.5
輸出総額 (FOB)	21,866.4	15,759.3	△27.9

(出所) メキシコ予算企画省

(2) 86年の主要商品別輸入動向

(単位：100万ドル，%)

	85年	86年(暫定)	増減率
農産品	1,307.8	783.4	△40.1
トウモロコシ	255.4	165.5	△35.2
モロコシ	264.4	78.1	△70.5
大豆	275.2	167.2	△39.2
その他	512.8	372.6	△27.3
畜産品	310.9	154.5	△50.3
鉱産品	213.2	188.2	△11.7
工業品	11,532.5	10,147.3	△12.0
食料・飲料・タバコ	510.8	491.0	△3.9
紙・印刷	433.7	435.5	0.4
石油誘導品	649.5	437.7	△32.6
化学品・石油化学品	2,063.7	1,698.0	△17.7
鉄鋼製品	1,132.8	826.1	△27.1
輸送機械	1,531.4	1,272.6	△16.9
産業機械	2,584.9	2,485.0	△3.9
専門・科学機器	348.1	346.3	△0.5
電気・電子機器	1,200.2	1,308.8	9.0
その他の製造品	1,077.4	846.3	△21.4
その他	96.0	111.1	15.7
輸入総額 (FOB)	13,460.4	11,384.5	△15.4
(運賃・保険料)	553.9	486.4	△12.2
輸入総額 (CIF)	14,014.4	11,870.9	△15.3

(出所) 表1に同じ。

メキシコの国際収支見通し

(単位：億ドル)

	1985	①1986	②1987	①+②
1. 経常収支	5	▲ 35	▲ 29	▲ 64
(1) 貿易収支	96	35	30	65
① 輸 出	231	155	173	328
イ. 石 油	148	56	60	116
ロ. その他	84	99	113	212
② 輸 入	▲135	▲120	▲143	▲263
(2) 支払利子	▲ 99	▲ 86	▲ 81	▲167
(3) その他	7	16	22	38
2. 資本収支	▲ 38	40	38	78
(1) 公的部門	4	55	51	106
① 借 款	51	97	116	213
② 元本償還	▲ 47	▲ 47	▲ 65	▲112
③ 利子引下	-	5	-	5
(2) 民間部門	▲ 43	▲ 15	▲ 13	▲ 28
① 海外再投資利息	▲ 13	▲ 12	▲ 12	▲ 24
② 元本償還	▲ 12	▲ 22	▲ 13	▲ 35
③ 対外クレジット	-	18	10	28
④ 直接投資	5	6	6	12
⑤ その他、誤差等	▲ 24	▲ 5	▲ 4	▲ 9
3. 外貨準備高の変動(注)	34	▲ 5	▲ 9	▲ 14

(出所) 86年7月22日メキシコ政府がIMFに提出した趣意書の付属統計資料

(注) プラスは外貨準備高の減少、マイナスは増加を表す。

石油事情

メキシコ原油の確認埋蔵量は、85年末493億バレルと世界有数の規模を誇り、85年の実績で生産量は273万バレル/日、輸出量は144万バレル/日。

86年1～10月では国際原油価格急落の影響を受け、生産量は241万バレル/日、輸出量は127万バレル/日と生産量、輸出量とも大幅に減少。

メキシコの総輸出に占める原油及びその製品は重要な外貨獲得商品となっている。

(1) メキシコの原油生産量と輸出量

(単位：万バレル/日)

年	生産量	輸出量	輸出比率
1980	193.6	82.2	42.5
1981	231.3	109.8	47.5
1982	274.6	149.2	54.3
1983	269.0	153.7	57.1
1984	275.1	154.3	56.1
1985	272.5	143.8	52.8
1986 (1～10)	240.8	126.5	52.5

(出所) P I W

(2) メキシコ原油の主要輸出仕向国及び輸出量

(単位：百万バレル)

国名	1985	構成比
米 国	252,097	52.7
ス ペ イ ン	57,316	12.0
日 本	50,020	10.5
フ ラ ン ス	29,303	6.1
英 国	22,993	4.8
そ の 他	66,501	13.9
合 計	478,230	100.0

(出所) メキシコ予算企画省

メキシコ：公的対外債務の内訳（1986年）

（単位：100万ドル）

項 目	8 6 / 3	8 6 / 6	8 6 / 9
長 期 債 務	72,122	72,697	72,868
連 邦 政 府	23,696	24,209	24,419
公 的 機 関	29,176	29,285	29,105
金 融 機 関	16,193	16,178	16,346
そ の 他 機 関	3,057	3,025	2,998
短 期 債 務	336	240	916
連 邦 政 府	0	0	570
公 的 機 関	113	52	143
金 融 機 関	223	188	203
そ の 他 機 関	0	0	0
合 計	72,458	72,937	73,784

（出所） 大蔵省

メキシコ：公的対外債務の国別比率（1986年）

（単位：%）

国 名	8 6 / 3	8 6 / 6	8 6 / 9
ア メ リ カ	30.3	29.0	27.7
イ ギ リ ス	10.5	10.1	10.0
日 本	15.5	16.3	17.1
国 際 金 融 機 関	8.4	8.7	9.0
西 独	5.0	5.0	5.4
カ ナ ダ	5.6	5.6	5.6
ス イ ス	2.9	2.8	2.9
フ ラ ン ス	6.8	7.4	7.4
そ の 他	15.0	15.1	14.9
合 計	100.0	100.0	100.0

（出所） 大蔵省

日本・メキシコ貿易の推移

単位：千ドル

	1982	1983	1984	1985	1986		
輸出総計	975,941	578,936	887,933	993,954	1,032,025	103.8	100.0
〔食料品〕	1,014	531	439	210	418	199.0	0.0
〔原燃料〕	936	1,199	870	2,936	1,345	45.8	0.1
〔軽工業品〕	40,531	28,843	30,223	42,413	47,599	112.2	4.6
繊維品	5,192	13,813	2,952	4,412	8,361	189.5	0.8
〔重化学工業品〕	931,766	544,046	854,742	940,754	976,541	103.8	94.6
化学品	33,476	20,088	23,143	31,378	29,566	94.2	2.9
金属品	214,862	90,730	159,604	126,885	112,497	88.7	10.9
機械機器	683,427	433,228	671,995	782,491	834,478	106.6	80.9
一般機械	307,402	151,223	294,274	299,176	220,411	73.7	21.4
電気機械	253,104	185,068	247,278	330,892	420,343	127.0	40.7
輸送機械	99,007	86,553	115,518	131,809	165,592	125.6	16.0
精密機械	23,914	10,384	14,925	20,614	28,131	136.5	2.7
〔その他〕	1,693	4,317	1,659	7,642	6,122	80.1	0.6
輸入総計	1,522,146	1,888,969	2,259,813	1,869,940	1,439,023	77.0	100.0
〔食料品〕	93,334	93,117	79,947	59,849	92,172	154.0	6.4
えび	50,119	44,767	26,586	22,110	22,136	100.1	1.5
〔原料品〕	174,860	158,147	179,647	139,316	114,671	82.3	8.0
綿花	61,173	44,598	64,560	26,322	23,340	88.7	1.6
金属原料	38,514	41,318	37,107	28,899	10,334	35.8	0.7
塩	67,998	65,453	67,449	69,366	66,263	95.5	4.6
〔鉱物性燃料〕	1,125,803	1,453,436	1,787,432	1,479,029	1,071,238	72.4	74.4
〔鉱物性燃料〕	125,083	179,400	200,686	180,883	157,522	87.1	10.9
化学品	24,220	31,639	56,674	49,120	57,058	116.2	4.0
機械機器	11,666	23,242	27,801	35,373	30,150	85.2	2.1
〔その他〕	3,070	4,869	12,100	10,863	3,420	31.5	0.2

(出所) 通関統計

我が国の対墨経済協力

(1) 政府ベース（交換公文ベース）（85年12月末現在）

・無償協力

（単位：百万円）

締結日	案件名	金額
77. 3	漁業訓練計画	500
78. 10	視聴覚教育機材	40
79. 12	国立自治大学用日本語LLシステム	10
81. 2	文部省工学実験機材	50
81. 10	文部省技術教育用機材	50
83. 3	人類学歴史研究所考古学研究機材	50
83. 7	教育施設拡充計画	657
84. 6	テレビ教育文化センター放送用機材	50
84. 9	文部省教育文化テレビセンター教育ビデオフィルム	39
合計		1,446

・有償協力

（単位：百万円）

締結日	案件名	金額
82. 7	シカルツア製鉄所第2期拡張計画	17,806
85. 12	商品援助	11,938
合計		29,744

(2) 民間ベース

・輸銀ベース直接借款（85年12月末現在）

累計額 約4,400億円（電力，原子力，石油，鉄鋼関係等）

・大型経済協力プロジェクト

- i) シカルツア製鉄所第2期拡張計画 （85.6から中断）
- ii) 大口径パイププロジェクト （85.9完成）
- iii) 鋳鍛鋼プロジェクト （85.9完成）

我が国の対墨技術協力

(1) 研修生の受入れ, 専門家の派遣

(単位:人)

	事業機関	83年度	84年度	85年度	85年度 末累計	主な分野
受入れ	JICA	132	101	115	1,885	工業, 通信, 水産
	AOTS	5	13	25	223	通信機器, 自動車
派遣	JICA	106	100	154	931	運輸交通, 鉱業
	JODC	-	2	0	12	鉱業, 窯業

(出所) 経済協力の現状と問題点

JICA: 国際協力事業団

AOTS: 海外技術者研修協会

JODC: 海外貿易開発協会

(2) 技術協力プロジェクト

事業区分	プロジェクト名	年 度
海外開発計画調査	ラ・ブリマベラ地熱開発計画	1983~87
資源開発協力基礎調査	ハリスコ地域資源開発調査	84~86
開発調査	マンサニョ港開発計画	84
センター協力	日墨技術教育センター	82~87
	港湾水利センター	84~88
産業開発協力	選鉱・製練技術育成	79~84
農林水産業協力	家畜衛生センター技術協力計画	81~86
人口・家族計画協力	家族計画	84~88

(出所) 経済協力の現状と問題点

日本の対メキシコ投資

(単位：100万ドル)

年 度	(1) 残 高	(2) 新 規 投 資	メキシコ全体の 外国投資残高 (3)	(4) シ ェ ア	(1) — (3)
1951~1973	65.4		3,339.4		1.9
1974	70.8	5.4	3,659.3		1.9
1975	100.3	29.5	5,016.7		2.0
1976	106.3	6.0	5,315.8		2.0
1977	237.0	130.7	5,642.9		4.2
1978	289.2	52.2	6,026.2		4.8
1979	376.0	86.8	6,836.2		5.3
1980	499.1	123.1	8,458.8		5.9
1981	711.2	212.1	10,159.9		7.0
1982	776.4	65.4	10,786.4		7.2
1983	780.4	3.8	11,470.1		6.8
1984	816.0	35.6	12,899.9		6.3
1985	895.3	79.3	14,628.9		6.1

(出所) メキシコ外資局

6 メキシコ合衆国における投資環境

(1) 一般環境

① 外資政策一般

メキシコの外資政策は、1983年カルディナス政権による石油産業の国有化にみられるように「メキシコ化政策」を基調に展開されてきた。

1973年「メキシコの投資を促進し、外国投資を規制するための法律」いわゆる「外資法」が制定され、外資は国内資本の不足を補充するためのものであって、国内資本にとってかわるものではないという考え方にに基づき、外国資本の参加比率を原則として49%以下に規制している。また、外資による既存企業の株式取得に制限を設け、国内資本を優先させ、外資による経営支配を制限することなどが織り込まれている。

さらに、外資法4条では、メキシコの経済、産業発展に戦略的な意味を持つものとして、独占的な形で国家に留保されている業種、及びメキシコ人またはメキシコ企業にだけ留保されている業種は、以下のとおりであり、外資の進出は認められていない。

イ. 国家留保業種

- (イ) 石油、その他炭化水素物質
- (ロ) 基礎石油化学
- (ハ) 放射性物質の採掘及び核エネルギーの創出
- (ニ) 特別法に定める鉱業
- (ホ) 電力
- (ヘ) 鉄道
- (ト) 電話、電報及び無線電信
- (チ) その他個々の法律で定める活動

ロ. メキシコ人またはメキシコ企業留保業種

- (イ) ラジオ及びテレビジョン放送
- (ロ) 市内、都市間及び連邦道路における自動車運送
- (ハ) 国内航空運送及び国内海上運送
- (ニ) 林業
- (ホ) ガスの配給
- (ヘ) その他個々の法律または連邦政府が定める諸規則に規定される活動

また、外資法5条において、外資比率制限業種を以下のとおり定めているが、法令等が特別の比率を定めていない場合の外資比率は、原則として49%以下に制限されている。ただ、外国投資委員会 (Comision Nacional de Inversiones Extranjeras, 以下「外資委員会」)

と言う。」はその比率を増減できていることになっている。

ハ. 外資比率制限業種

(イ) 鉱物の採掘及び利用

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 通常のコンセッションによる場合 | 49%以下 |
| ② ウラン, 硝石, ボーキサイト等特別のコンセッションによる場合 | 34%以下 |
| ③ 石油化学二次製品 | 40%以下 |
| ④ 自動車部品 | 40%以下 |
| ⑤ その他特別法または連邦政府規則で定めるもの。 | |

その主な業種として、鉱物の開発・利用、石油化学、自動車部品、漁業、弾薬、武器、爆発物、清涼飲料水、出版、広告、ゴム、農業、鉄鋼、セメント、セルローズ、アルミニウム、保険、化粧品、大規模小売店等がある。

② デラマドリ政権の外資政策

1982年末経済危機のさなか発足したデラマドリ政権は「開発資金の調達を、もはや対外債務に依存することはできず、国内貯蓄の不足を補うためには外国投資を積極的に導入すべきである。」とし、1984年2月外資委員会は外資に関する基本方針と外資優先受入れ分野を発表した。

それによると、外資法は外資委員会の権限で弾力的に運用することとし、かつ審査の能率化をはかるため、外資法の運用基準を改正するとともに、商務工業振興省の中に「外国投資・技術移転次官」を設置した。また、外資受入れ優先分野を明らかにした。

さらに、1986年9月新たに外資の規制緩和措置が発表された。それによると、外資委員会が認める国際開発金融機関からの拠出については「中立資本」という概念が導入され、また、一定の要件を満たす中小企業の外資については、外資マジョリティの場合であっても外資委員会の承認を不要とする等の大幅な緩和策となっている。

③ その他

イ. 輸出義務

メキシコは依然として深刻な外資不足にあり、部品等の輸入にもかなり制限が加えられている。

商務・工業振興省に企業から提出される製造計画(国産化計画)が認可されると、必要資材の輸入は最低の線で認められることになっているが、輸入分を相殺するだけの輸出を行うよう義務づけられている。ただし、この相殺は額面で評価され、必ずしもその企業が生産したものを輸出しなければならないという事ではなく、例えば自動車部品を輸入して、その見返りに農産物を輸出して外資を確保する方法でもかまわない。

ロ. 国産品使用義務

製造業の場合、業種別、操業年数に応じて国産化率が規定され、通常60%以上が要求されている。

国産化率とは、原材料、部品、燃料、エネルギー、労働コスト等の直接生産コストの内メキシコ国内調達分によるものの割合を示す。

メキシコの国産部品がある場合、当該部品の輸入は事実上輸入禁止状態となる。したがって、メキシコ国産部品を使用せざるを得ない。しかし国内調達部品は品質、価格、納期等で問題が多いので、メキシコへの進出にあたっては、原材料、部品調達を十分に研究する必要がある。

一般的な国産化率算出方法は以下のとおりであるが、国産化率を高めるためメキシコの輸送会社や保険会社を使う等、工夫が必要とされる。

$$\frac{\text{国産原価}}{\text{国産原価} + \text{輸入消費原価} - \text{輸出}} = \text{国産化率}$$

ハ. 外資に対する特別な優遇措置はない。

ニ. 外資許可申請の手続と取扱機関

外資許可申請の取扱機関は、外資法第12条により外資委員会と定められている。

外資委員会のメンバーは、内務、外務、大蔵、エネルギー、鉱業、国営企業、商務・工業振興、労働・社会保障並びに大統領府の7大臣で構成されており、その事務局は商業・工業振興省内にある。

外資許可申請は、外資法の出資基準を超える場合に、事前許可が必要であって、外資法の許可範囲内での資本進出であれば、合弁会社設立後に外資委員会に登録をするのみでよい。

100%外資出資が可能なマキラドーラ（保税加工工業）や会社設立時に適当なメキシコ側パートナーがいなく、49%を超えて超過分を信託として資本金の大部分でもって操業する時も、外資委員会に事前許可申請をする必要がある。

ホ. 外資委員会の審査基準

外資法13条では次の事項を審査基準としている。

- (イ) 内国資本を補完し、現在満足すべき状態で運営されている内国企業を排除しないこと。
- (ロ) 対外収支に対するプラス効果
- (ハ) 雇用増大、後進地域への寄与。
- (ニ) 導入技術の国内における調査研究、技術開発に対する貢献度。
- (ヒ) 国産原材料の製品への利用度。
- (ヘ) メキシコ国籍の技術者及び管理職の登用と能力養成。

ヘ. 外国人の出入国、滞在に対する制限

メキシコに入国する際、VISAの取得が必要であるが、日本人に特に関係するものは以下の4つである。

- (イ) F, M, T 観光VISA
- (ロ) F, M, 9 留学VISA
- (ハ) F, M, 3 最長2年間の連続滞在が可能な労働VISA
- (ニ) F, M, 2 永住権VISA

ト. 労働力の質・量

12歳以上の経済活動人口は約2,100万人～2,500万人と言われている。

毎年大量の労働者が新たに参入しており、労働力自体は極めて豊富である。その大半は未熟練労働者であり、単純作業労働には法定最低賃金で雇用することができ、一方的な買手市場となっている。一方、熟練労働者、技術者及び管理者は絶対数が不足しているため、その確保のためには給与等の待遇面で有利な条件を維持しないと、他の企業に引き抜かれることになる。

チ. 労使関係

メキシコでは特に労働組合に対して慎重な配慮をする必要があり、各企業は労使関係専門の弁護士をかかえている。

労働組合は職種別、企業別、産業別に組織され、主要な全国組織として、メキシコ労働者連合（CTM）、地方労働者連合（CROM）、労働者農民革命連合（CROC）、公務員組合（FSTSE）、労働革命連合（CDR）がある。なお、労働組合結成時どの労働者連合に所属するかは、その労働組合の自由となっている。

リ. 工業所有権の保護

メキシコは工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟しており、日本と同様の諸権利が認められている。

技術移転、工業所有権に関する法律は、1982年2月から発効した「技術移転並びに特許及び商標の使用と利用の管理及び登録に関する法律」がある。

所管官庁は商務・工業振興省に属する「国立技術移転登録局」である。しかし、次の場合は登録できない。

- (イ) 外国の技術移転であっても、その目的が国内で入手出来る技術の場合。
- (ロ) 取得技術に比較して、その対価が不当である場合、または、国家経済及び取得会社にとって過度の負担となる場合
- (ハ) 有効期間が過度に長い場合、いかなる場合もこの期間は取得者の義務として10年間を超えてはならない。
- (ニ) 行為、協力、契約の解釈又は履行に関して発生する紛争を外国の裁判所に委ねる場合。

また、技術援助の対価が取得企業に対して過度な負担となる事を目的に、ロイヤリティの基準を当該技術援助対象製品の売上高5%に定めている。しかし、この基準は国家経済の状況に応じてその都度変更されるものとしている。

参考資料 6 - 1 メキシコの直接外国投資受入額（認証ベース）

（単位：100万ドル、伸び率は%）

	新規投資額	前年比伸び率	投資残高	前年比伸び率
80年	1,622.6	100.3	8,458.8	23.7
81年	1,701.1	4.6	10,159.9	20.1
82年	626.5	△63.2	10,786.4	6.2
83年	683.7	9.1	11,470.1	6.3
84年	1,442.2	110.9	12,899.9	12.5
85年	1,871.0	29.7	15,628.9	13.4
86年（注）	518.1		15,147.0	

（注）86年は暫定値で、期間は1～6月。
（出所）商務・工業振興省、外国投資局

参考資料 6 - 2

業種別直接投資

（単位：100万ドル、構成比は%）

業 種	85年新規投資	85年末残高	（構成比）
農 水 産 業	1.0	4.6	（0.0）
鉱 業	22.4	278.0	（1.9）
製 造 業	1,155.6	11,381.3	（77.8）
商 業	108.9	1,126.4	（7.7）
サ ー ビ ス 業	428.7	1,838.6	（12.6）
合 計	1,716.6	14,628.9	（100.0）

（注）外資引き揚げ分を除くが、オリジナル資料に誤差があり、85年投資額は同年純増分17億2,900万ドルに一致しない。
（出所）商務・工業振興省、外国投資局

(単位：100万ドル，構成比は%)

	85年新規投資	85年末残高	(構成比)	86年上半期 新規投資 (暫定値)	86年6月末 残高 (暫定値)	(構成比)
米 国	1,226.8	9,840.2	(67.3)	340.5	10,188.7	(67.3)
西 独	55.4	1,180.8	(8.1)	57.4	1,238.2	(8.2)
日 本	79.3	895.3	(6.1)	11.8	907.4	(6.0)
ス イ ス	141.2	788.9	(5.4)	26.3	815.2	(5.4)
英 国	56.4	451.9	(3.1)	17.9	469.8	(3.1)
ス ペ イ ン	14.0	383.6	(2.6)	1.8	385.4	(2.5)
フ ラ ン ス	10.7	248.0	(1.7)	21.5	269.5	(1.8)
スウェーデン	5.5	235.9	(1.6)	6.5	242.4	(1.6)
カ ナ ダ	34.9	229.7	(1.6)	12.3	242.0	(1.6)
合 計 (その他を含む)	1,871.0	14,628.9	(100.0)	518.1	15,147.0	(100.0)

(出所) 商務・工業振興省，外国投資局

参考資料 6 - 4 業種別登録外資企業数 (86年6月末現在)

業 種	企 業 数	外資比率別内訳		
		24.9%以下	25.0~49.0%	49.01~100%
農 水 産 業	21	1	11	9
鉱 業	279	22	239	18
製 造 業	3,775	277	1,848	1,650
商 業	1,427	116	636	675
サ ー ビ ス 業	1,582	176	884	522
合 計	7,084	592	3,618	2,874

(注) 暫定値
(出所) 商務・工業振興省，外国投資局

参考資料 6 - 5

直接外国投資受入れ優先活動分野

1984年2月17日外資委員会は外資に関する基本方針と以下の外資優先受入れ分野を発表

1. 非電気機械・装置

- ① 農業用機械・器具
- ② 木工用機械
- ③ 食品・飲料加工パッキング用機械

- ④ 石油・石油化学工業用機械
 - ⑤ 金属切断・成型数量調整用機械・器具
 - ⑥ 繊維産業用機械
 - ⑦ プラスチック成型機械
 - ⑧ 印刷用機械
 - ⑨ クレーン・滑車その他類似品
2. 電気機器・器具
- ① 高性能モーター・発電機
 - ② 加工産業用タービン
 - ③ 高性能ターボ・コンプレッサー
3. 金属機械
- ① 高度技術冶金工業
 - ② 高精度マイクロキャスティング
 - ③ 特殊機器
4. 電子機器，附属品
- ① 電子通信機器
 - ② コンピュータ用磁気ディスク，テープ
 - ③ コンピュータ装置，パーツ，コンポネント
 - ④ プロセス管理装置
 - ⑤ 各種電子コンポネント，パーツ，機材
 - ⑥ 科学・工学用電子装置，器具
 - ⑦ 消費者用エレクトロニクス
5. 輸送用設備，機材
- ① 350 cc 以上のモーターバイク及び類似品
 - ② 船舶・機関車用内燃機関
 - ③ 船舶建造・修理
6. 化学工業
- ① 薬品原料
 - ② 合成樹脂，プラスチック
 - ③ 特殊化学品
7. その他製造業
- ① 精密・計測器
 - ② 医療器具・装置

③ 写真機材

④ ハイテクノロジー新素材

8. 先端技術サービス

① バイオテクノロジー

9. ホテル業

① ホテル用資産建設, 運営

以上のリストは活動分野を例示するものであり, 商務・工業振興省は個別の申請または産業部門別組織からの具体的提案を受けてリストの項目を拡大しうることになっている。

参考資料 6 - 6

外資比率規制を緩和

1986年9月2日外資委員会は内資マジョリティの原則を弱めて, 外資の導入を促進するための措置を発表 (6 1.9.9 付け通商弘報より抜粋)

<中立資本の概念を導入>

一般決議第14号では, 中立資本という概念が導入された。中立資本とは, 発展途上国の経済・社会開発の振興を目的とする国際開発金融機関がリスクの伴う事業資本へ拠出する資金と定義づけられ, 外資とはみなされない。中立資本の概念は, 外資局で, かなり前から検討されていたもので, 85年12月にはその内容も明らかにされていたが, ここにきてようやく発効の運びとなったものである。

外資委員会が国際開発金融機関として認めている機関は以下のとおりである。

海外経済協力基金 (OECD)

フィンランド開発途上国産業協力基金 (FINNFUND)

ドイツ経済協力開発公社 (DEG)

スウェーデン開発途上国産業協力基金 (SWEDFUND)

デンマーク開発途上国工業化基金 (IFU)

国際金融公社 (IFC)

米州投資会社 (IIC)

なお, 外資委員会が認める国際開発金融機関については, 今後も外資委員会の一般決議により追加することができる。

外資委員会による中立資本が入っているプロジェクトへの許可は, 外資法第5条, 第13条および第14条の規定に基づいて行われるとともに, 以下の条件が義務付けられる。

(1) 中立資本としての資金は, その提供国の財およびサービスの購入を義務付けられないものとする。

(2) 中立資本に該当する株式の売却は、プロジェクトの開始後10年以内に、関係者合意の条件の下で行われるものとする。

＜外資マジョリティが可能に＞

一般決議第15号により、中小企業の外国資本投資は、外資マジョリティの場合でも外資委員会の承認を必要とせず、設立後30日以内に外資委員会の事務局に届け出るだけでよくなった。

一般決議15号による、中小企業の定義は以下のとおりである。

(1) メキシコに子会社を設立する親会社の条件。

(イ) 年間販売高が800万ドル以下であること。

(ロ) 従業員が500人以下であること。

(2) メキシコに設立される企業の条件。

(イ) メキシコに設立される企業は、従業員が250人以下の製造業であること。

(ロ) 国内市場への純年間販売高が、中小企業小委員会の定める指数を基礎として、11億ペソを超えないこと。

(ハ) 直接もしくは第三者を通じて生産量の35%以上を輸出し、少なくとも、貿易収支では黒字を計上し、外貨バランスでは均衡をとるものとする。

(ニ) サービス業および商業部門での操業は行わないこと。

(ホ) 85年12月21日付官報で発表された工業の地方分散のための地域区分を定めた法律に基づいて工場を建設するものとする。

なお、本決議に基づき設立される企業は、毎会計年度の終了後、本決議で定義されている中小企業のカテゴリーに入っていることを確認するための情報を外資委員会に提出しなければならない。

本決議に基づいて設立され、前述の条件が満たされていると確認されている企業は、事業所の開設もしくは移転、新商品の生産および新しい経済活動を行う場合でも、外資委員会の事前承認を必要とせず、30日以内に外資委員会の事務局にその事実を届け出ればよい。

本決議に基づきすでに設立されている企業が、11億ペソ以上販売することを希望するとか輸出を生産量の35%以下にしようとか、貿易バランスに黒字が計上できないとか、あるいは外貨バランスが均衡をとれないという時には、外資委員会の承認を求めなければならない。これを怠った場合には、外資法の規定に基づく罰則が適用されることになっている。

なお、この一般決議は、外資法および連邦政府が発布したその他の特別法および法規により規制されている地域および経済活動分野に対しては適用が除外されている。

7. マキラドーラ制度及び現状について

(1) マキラドーラの制度

① 概 要

メキシコのマキラドーラとは、北部国境地帯の工業化を促進する為、外国の原料部品を保税にて利用して、それを組立・製造あるいは仕上加工を行なうことを許可する制度である。

マキラドーラは、もともと粉屋をさし、加工料を受けとる人を言い、スペイン語でMaquiladoraと書く。英語ではTwin-plants Industry, In-Bond Assembly Plants, In-Bond Industriesと称されている。

メキシコの北部国境地帯は開発が遅れていたが、古くからメキシコの小工場が米国企業の下請として賃加工を行なっていた。メキシコ政府はこの実態に注目し、1965年国境地帯の地方産業振興を目的として、「北部国境地帯工業化計画」(Border Industrialization Program)を策定した。マキラドーラは、このプログラムに追加するという形で発足した。

この背景には1960年頃からアメリカ合衆国の移入規制により、いわゆる「ブラセーロ(Bracer)」と言われるアメリカに出かせぎに行くメキシコの短期農業労働者が大量に失業し、その雇用対策が重要な課題となったことに由来する。

同計画は、輸出商品を生産し、又は修理等のサービスを提供する場合、それに必要な工業原材料や機械・機器類を、無税で一時輸入を認めた輸出保税加工制度の導入であった。

この制度は、東南アジアにおける保税加工地域等を参考にしたものであるが、メキシコの場合は、一つ一つの工場がその制度の適用を受けるものであり、東南アジア等に見られる地域や地区を対象としたものではない。

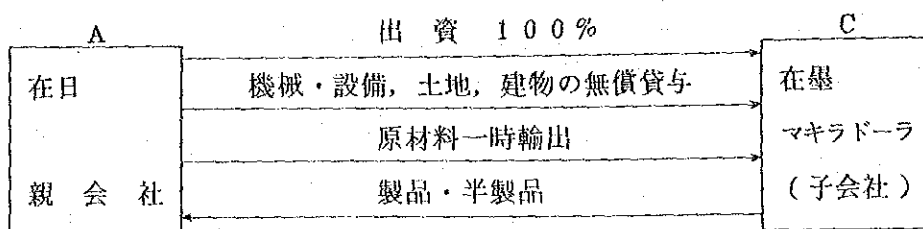
また、71年には法律が制定され、国内の工業設立に必要な機械機器、原材料の無税輸入が制度化され、生産された商品はすべて輸出義務が加えられ、国内販売は禁止された。さらに、72年には、国境地帯という限定が外され、国内の全地域に拡大された。

82年成立したデラマドリ政権は、経済危機からの脱却を目指し、マキラドーラ工業を雇用創出、輸出促進、新技術の導入、地方産業の育成等を図るものとして位置付け、その活用を奨励しており、83年8月には「マキラドーラ工業の操業と振興に関する政令」が制定されている。

このようなマキラドーラに対するメキシコ政府の振興策と、一方、アメリカ側ではアメリカ製品の生産コストを引き下げを望む希望があった。その結果としてマキラドーラプラントの設置が増加している。その経済的な重要性は、メキシコにとって石油に次ぐ外貨収入源となっており、アメリカ側に於ても国境地帯の経済開発上の大きな要素となってきた。

② メキシコ・マキラドーラ制度の仕組み

マキラドーラ制度のそもそもの基本スキームは、日本の親企業から直接メキシコに進出する下図のようなかたちをとる。



設備等の手当の方法

土地：Aの資金により購入，入手した土地は地元銀行に信託（30年）。

建物：Aの資金により建設，リース又は無償貸与

機械設備：Aから無償貸与

原材料：Aから一時輸入

労賃・エネルギー等：Cが負担

メキシコ・マキラドーラ制度は、日本企業にとって世界最大の市場である米国と3千キロに及ぶ国境を接しているという利点を活用する必要がある。

マキラドーラシステムは、アメリカを中心として考える必要があり、ツイン・プラント、シェルター・プログラム、下請方式という3つの操業方法がある。ツイン・プラント形式が、マキラドーラの基本型と言える。

イ. ツイン・プラント形式（子会社方式）

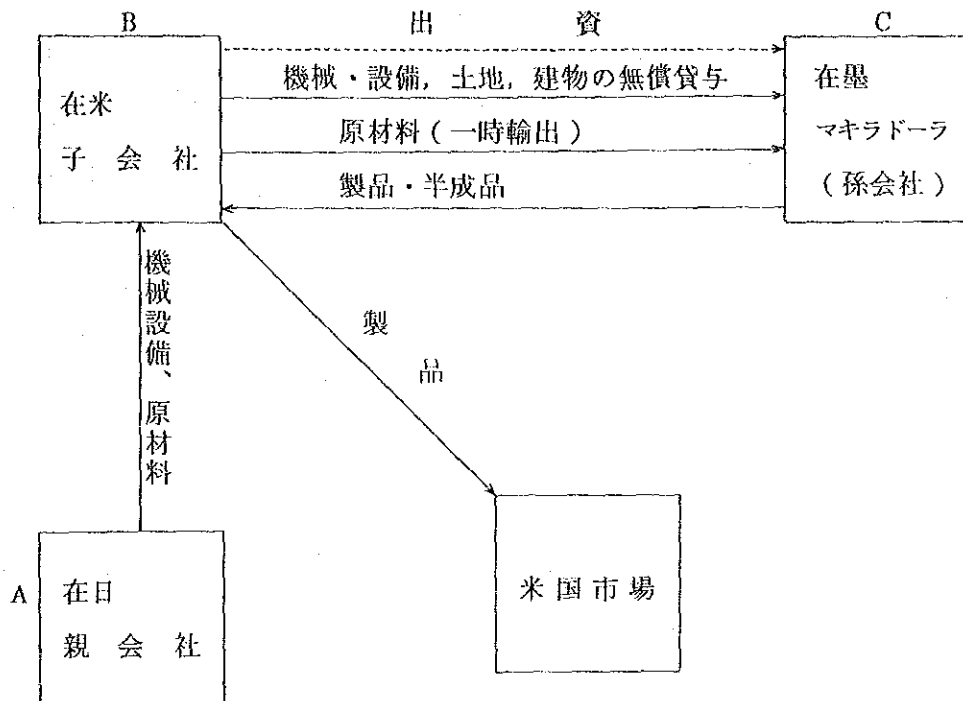
米国とメキシコ国境を中心に2つの工場を建設する方法で、メキシコ側に労働集約的なプロセスを行う工場を建設し、米国側には資本集約的なプロセスを行う工場を建設する。

これにより、メキシコの低廉な労働力を利用できると同時に、米国の資本投資に対する税法上のメリットを享受できる。

また、アメリカに住みながら毎日国境を越えてメキシコで働けるメキシコ政府の労働許可ビザの発給が容易であるため、日本人駐在員が米国に住み米墨両方の工場を管理・監督することも可能である。

サブ・アッセンブルまでメキシコ側の工場で行ない、米国側の工場で仕上げまで行うことが多い。

○ ツイン・プラント形式



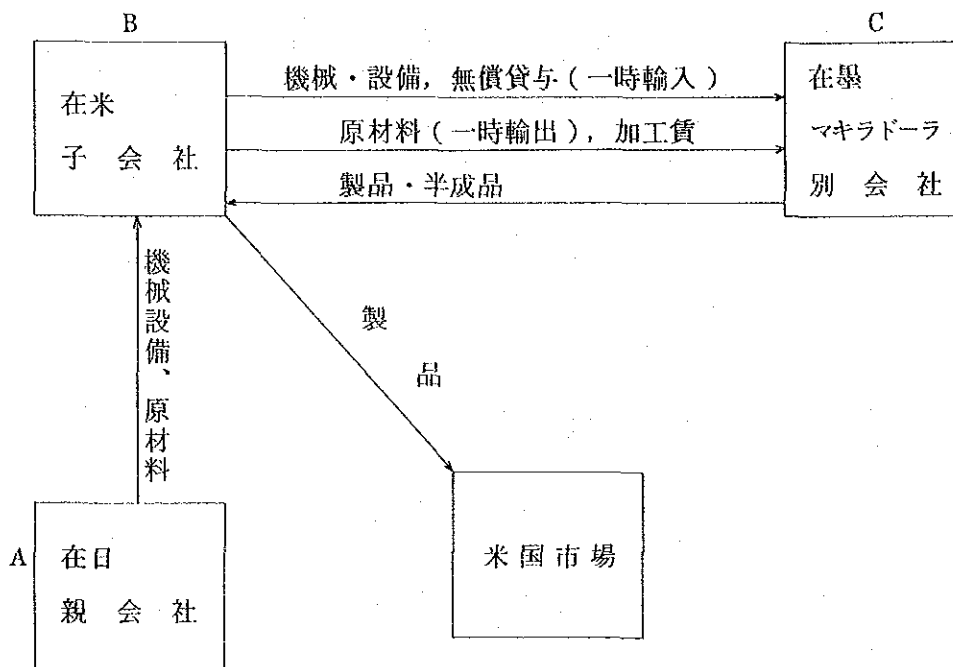
設備等の手当の方法

- 土地：Bの資金により購入。入手した土地は地元銀行へ信託（30年）。
- 建物：Bの資金により建設，リース又は無償貸与。
- 機械・設備：Bからの無償貸与。
- 原材料：Bからの一時輸入
- 労賃・エネルギー等：Bへの売上代金の前受け等。

ロ. シェルター・プログラム

マキラドーラ企業が土地，建物，電力，水道，労働者の管理，通関業務等製造活動に関係のある管理サービスの全てを提供（既設の設備の利用）し，一方アメリカより製造活動に直接関係ある原材料，機械・設備，器具を提供するとともに，監督を引き受け，生産活動を行う。BとCは資本関係ない。

○ シェルター・プログラム



設備等の手当の方法

土地・建物：Cの既存物件の利用

機械・設備：Bからの無償貸与

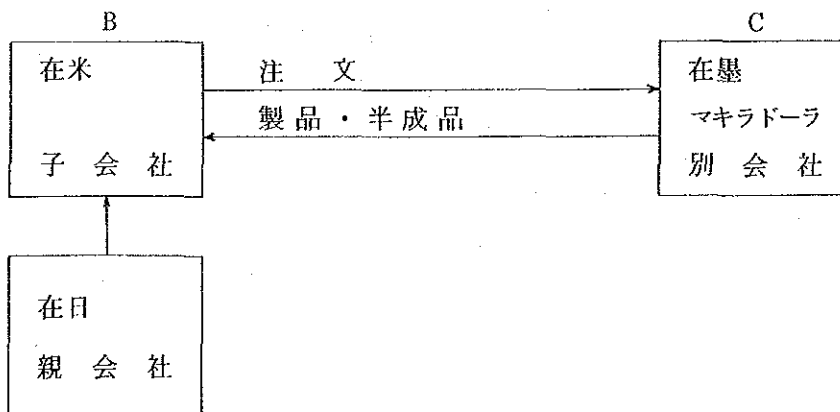
原材料：Bから一時輸入

労賃・エネルギー等：Cが負担（製品代金に転嫁する）

ハ. 下請方式

第三者である既存のマキラドーラ企業に必要な製品または半製品を製造させる方法である。この場合、原材料及び生産技術も請負企業が提供するものであるが、既存の国内企業の遊休設備の一部もしくは全部を保税加工プログラムに利用することができる。

○ 下請方式



設備等の手当の方法

土地・建物：Cの既存物件を使用

機械・設備：Cが所有

原材料：Cが調達

労賃・エネルギー等：Cが負担

③ メキシコ・マキラドーラ制度の利点

イ. 外国出資比率に制限がなく、外資100%も可能。

ロ. 機械・機器、設備、原材料の輸入が保税扱いとなる。

ハ. 加工後の製品、半成品とも米国関税法ART, 806.30, 807.00により、メキシコにおける付加価値に対して輸入税を払うだけで米国に輸出できる。

ニ. 場合によっては、一般特惠制度の特典の利用可能。

メキシコ(発展途上国)から米国が輸入する一定の製品で、その課税評価額の35%以上がその途上国原産の原材料プラスその途上国における加工賃で占められている場合に、米国の輸入関税が免除される。

ホ. 低廉な労賃(実質で米国の4分の1)、労働問題が少ない。

ヘ. 土地(信託方式)、建物、機械設備、原材料とも外国会社の資産とすることができ、土地、建物のコストも安価である。

ト. 電気・ガス等エネルギーコストが安価。

チ. 一般企業に認められていない米ドル勘定の国内外保有が可能。

リ. 商務・工業振興省の許可を得れば、一定の条件の下で、生産の20%の範囲で国内市場にも販売が可能。(当然のことながら保税で輸入した原材料について、輸入税を支払わなければならない。)

(2) メキシコ・マキラドーラの現状

① 概 要

メキシコ商務・工業振興省によると、1986年12月末におけるマキラドーラ事業所数は844社で、82年末の588社に比し急激な増加となっている。特に82年のメキシコ経済危機以降、一般の投資が完全に冷えきっていた時期でも、マキラドーラ工業にだけは例外的に投資が続けられていたことが注目される。

雇用対策としてのマキラドーラ工業は24万人(86年7月末)の雇用を創出し、外貨獲得の面でも、84年に12億ドル、85年に13億ドルとすでにネットで観光収入による外貨獲得高を上回り、石油に次いで重要な外貨獲得源となっている。

業種別のマキラドーラ事業所数は、電子・電気機器35%、繊維・衣料15%、家具10

%、輸送機器8%等となっている。最近の傾向としては、より付加価値の高い電子・電気機器及び自動車部品も含めた機械機器のウェイトが高まりつつある。

地域別には、メキシコ・マキラドーラ工業は国内全地域に設置が可能であるものの、大市場である米国国境にその94%が集中している。具体的には、米国カリフォルニア州に接するティファナ市、メヒカリ市、アリゾナ州に接するノガレス市、テキサス州に接するシウダ・ファレス市、ヌエボ・ラレド市、マタモロス市等がある。

しかし、最近のメキシコ側国境におけるインフラの状況は、住宅、道路、公園等の設備、公共交通機関等の立ち遅れが目立ち、特に住宅については、同地域の急激な工業化に伴う人口流入増に住宅供給が追いつかず、新規流入者への住宅の供給は極めて限られたものとなっている。

② 労働力

メキシコ国境都市における労働力は、内陸からの流入にもかかわらず若干不足気味になっており、特に中間管理層の確保が難かしくなっている。

一般論としてマキラドーラ工業の職務内容は単純労働が多いことから、女子労働力に頼るところが多く（国境の都市では住民の7割が女性という所も少なくない）、かつ、転職率も高い。

転職率の問題は、職務内容が極めて単純化された労働力を求める企業にとって、転職率が高いということは、逆に補充もし易いことであり、かつ賃金も低く抑える事が可能であるので、むしろ歓迎している向きもある。一方、職務内容が熟練を要する労働力を求める企業にとっては、転職率が低いことが望ましく、一部の企業では国境地帯を避け、内陸部のより安定した労働力を求め工場を移しつつある。また、定着率を高めるため、企業が食事券の支給などのインセンティブを与えているところもある。

労働力の質は、訓練次第で比較的単純な作業は品質、能率とも十分満足できるものを備えている。メキシコの義務教育は6年であるが、義務教育を完全に終了したものを労働者として大量に集めることはなかなか難しいのが実情である。とがあり、すくなくとも自分の名前

③ 日系企業のマキラドーラ工業への進出状況（参考資料7-8を参照）

現在、メキシコに進出している日系マキラドーラ工業は86年末に17社といわれており、その地域分布としては、ティファナ市6社、シウダ・ファレス市3社、ピエドラスネグラス市及びメヒカリ市がそれぞれ2社、ヌエボ・ラレド、マタモロス、イラプアト、グアダハラにそれぞれ1社となっている。

日系企業は75年頃から進出を始め、すでに操業に入っている企業が10社近くある。

業種別にはテレビ、扇風機、冷蔵庫等の家電製品が多いが、最近では自動車部品の分野でも進出の動きが活発に行なわれている。

日本企業は円高対策等もあり、外国投資を推進してゆかなければならないが、その中心はやはり対米投資にあり、今後とも自動車、電気・電子機器を中心に促進されると考えられるが、この対米進出企業のコストセンターとして、マキラドーラ制度への関心が高まるものと予想される。

なお、今回の調査団訪墨中にメキシコ政府担当者や現地日系会計事務所等の担当者によると、87年中に日系マキラドーラ企業数は30～35社になる模様である。

一方、日系進出企業の増加に伴い、問題も目立つようになってきており、たとえば、ソインプラントを持っている日系企業の日本人従業員で米国居住者の米国労働ビザ取得が次第に困難になって来ていることなどがある。

④ 最近におけるメキシコ政策担当者の考え方

本ミッションは商務・工業振興省ヘーゲビッチ外国投資・技術移転次官、アジャラマキラドーラ担当局長を表敬訪問し会談を行なった。

外国投資・技術移転次官は、83年10月に新設されたポストで、外資政策を弾力的に運用してゆくというデラマドリ政権の外資政策を具体的に行なうポストであるが、その初代次官に外国投資委員会事務局長のヘーゲビッチ氏が任命されたものである。

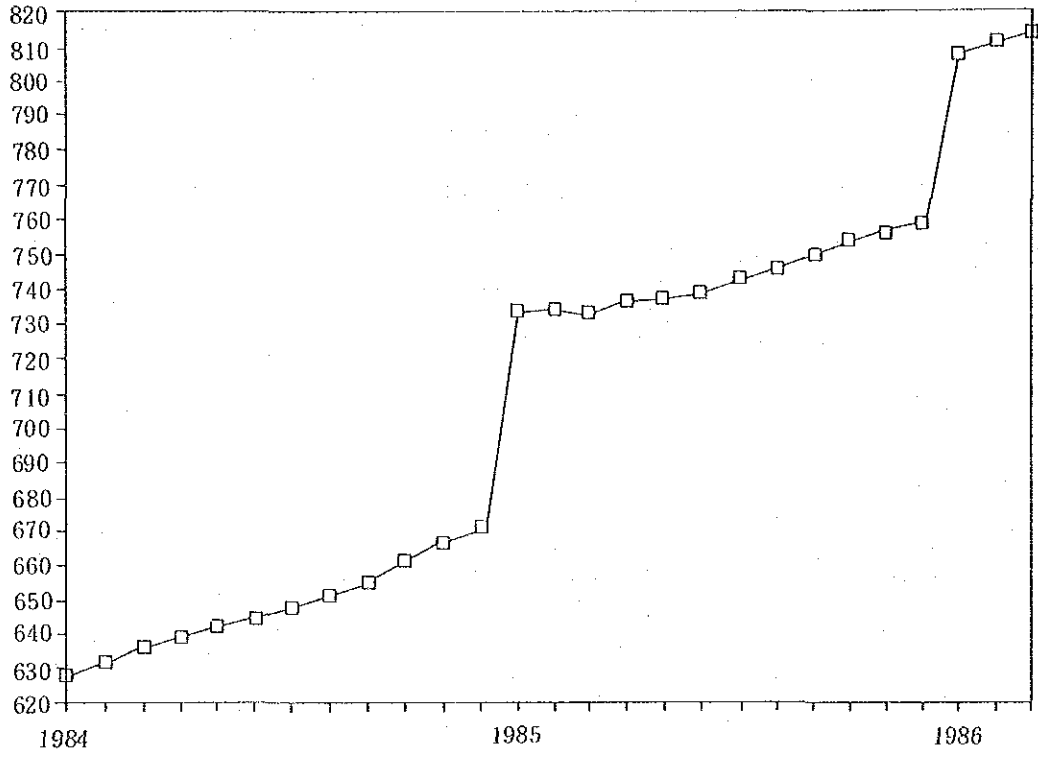
その会談で、ヘーゲビッチ次官は、イ. 現在マキラドーラ工業への投資は60%が米国、10%がスイスと一部の国に片寄っているので、他の国の投資を増やし多角化をしたい。ロ. GATT(86年8月24日)加入に伴い貿易の自由化を考えているが、その為にも輸出競争力をつけるため高い技術を導入する必要がある、日本の対墨投資に期待したい。ハ. マキラドーラ工業については、中間財の輸入を除々に減らして行き、国内中間財供給業者の育成をはかりたい、旨言及があった。

また、アジャラマキラドーラ担当局長との会談では、イ. メキシコでの付加価値を高めるために、マキラドーラ工業においてもメキシコ部品を使って欲しい。現在、マキラドーラ工業の国産部品調達率は1.7%であるが、これを今後2年間で5%まで引き上げたい。ロ. その方法としては、新たな立法行為をするのでないとの発言があった。

本調査団は「国産部品調達比率を高めるべくもって行きたい。」というアジャラ局長の発言に注目するとともに、メキシコ政府内において、メキシコ全体の工業化、GNP貢献度等でマキラドーラ工業に対する再評価議論がなされていることが窺われた。

参考資料 7-1

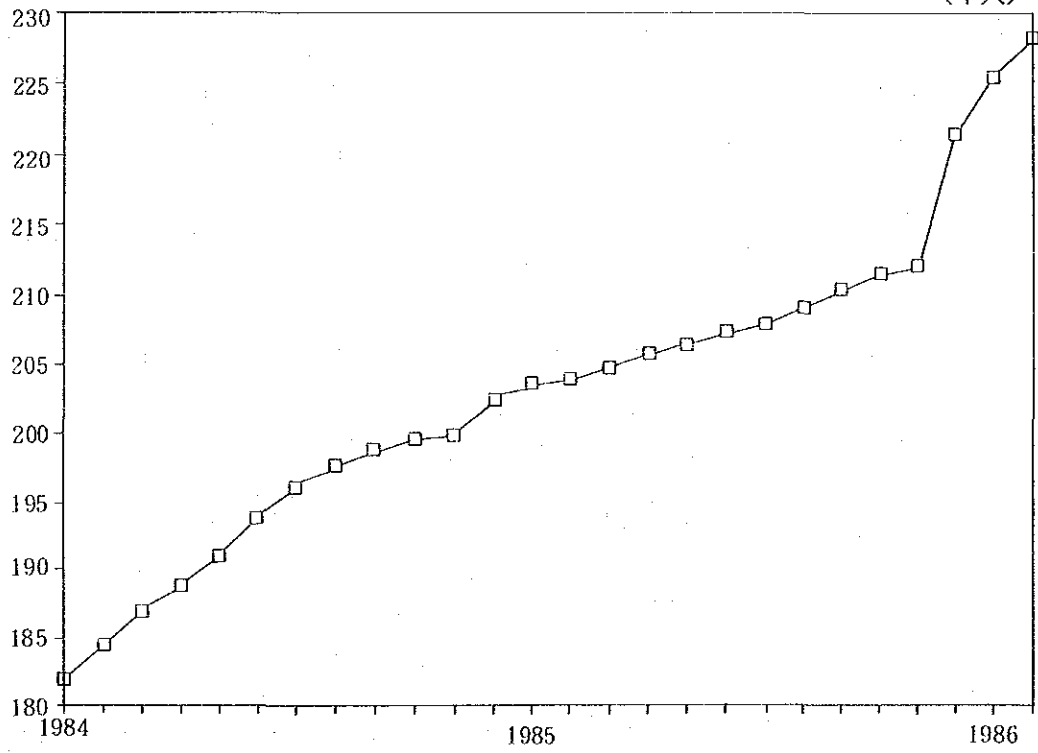
マキラドーラプラント数推移



参考資料 7-2

マキラドーラ雇用者推移

(千人)



参考資料 7-3 マキラドーラ地域別企業数推移

	80/12	81/12	82/12	83/12	84/12	85/12	86/12
北バハカリフォルニア	230	215	197	229	281	319	355
ティファナ	123	127	121	140	167	203	235
メヒカリ	79	64	52	60	75	77	79
テカテ	22	20	18	22	28	31	33
エンセナーダ	6	4	6	7	11	8	8
コアウイラ	37	36	40	42	46	53	54
アクーニャ	13	15	17	19	23	25	25
ピエドーラネグラ	18	16	17	17	17	19	19
その他	6	5	6	6	6	9	10
チワワ	140	152	155	172	189	209	214
ファレス	121	128	129	149	162	174	175
チワワ	19	24	26	23	27	35	39
ハリスコ	14	11	14	12	14	14	16
グアダラハラ	14	11	14	12	14	14	16
ソノラ	88	87	87	77	85	81	87
ノガレス	59	58	55	44	49	48	48
マグナプリエタ	22	19	23	24	27	23	26
その他	7	10	9	9	9	10	13
タマウリパ	81	75	71	72	77	80	79
マタモロス	50	46	41	41	39	35	35
レイノサ	17	17	18	19	24	29	27
ヌエボラレド	14	12	12	12	14	16	17
そ の 他	30	29	24	25	30	33	39
合 計	620	605	588	629	722	789	844

(出所) 日本長期信用銀行「メキシコ保税加工業(マキラドーラ)の最近の状況」,

1986年10月

参考資料7-4 マキラドーラ業種別企業数推移

	80/12	81/12	82/12	83/12	84/12	85/12	86/12
電気・電子機器用 資材及び同附属品	157	163	163	165	180	199	205
電気・電子機器	66	67	64	63	78	86	89
繊維・衣類	17	117	98	99	110	109	125
輸送機器組立部品 及び同附属品	53	44	44	49	52	69	70
木製・金属製家具 及び部品	59	54	55	68	77	73	82
履物	21	19	24	30	38	37	36
玩具・スポーツ用品	21	23	21	24	27	26	27
組立修繕用工具 (除, 電子工具)	16	15	13	14	20	22	24
食料品加工・包装	12	9	9	9	11	12	12
その他の製造業	67	68	71	81	99	112	128
サービス	31	26	26	27	30	44	46
合計	620	605	588	629	722	789	844

(出所) 7-3表に同じ。

参考資料 7-5 マキラドーラ地域別平均雇用者数 (月間平均・単位 千人)

	80/12	81/12	82/12	83/12	84/12	85/12	86/12
北カリフォルニア	20.42	23.18	22.23	26.25	35.26	38.97	41.61
ティファナ	12.34	14.48	14.96	17.42	23.05	25.91	27.73
メヒカリ	7.15	7.63	6.27	7.39	10.27	10.88	11.35
テカテ	0.67	0.80	0.78	1.17	1.61	1.75	2.07
エンセナーダ	0.26	0.27	0.22	0.27	0.34	0.43	0.45
コアウイラ	7.43	7.13	7.30	9.46	11.95	13.36	14.75
アクーニャ	2.93	3.25	3.29	4.55	5.39	6.27	7.02
ピエドラーネグラ	2.59	2.49	2.22	2.61	3.84	4.43	4.65
その他	1.90	1.38	1.79	2.29	2.72	2.66	3.07
チワワ	43.18	49.03	47.79	60.37	82.37	90.90	100.52
ファレス	39.40	43.99	42.69	54.07	72.49	77.59	81.93
チワワ	3.78	5.04	5.09	6.29	9.87	13.31	18.59
ハリスコ	4.36	4.26	4.06	4.73	5.91	4.88	4.74
グアダラハラ	4.36	4.26	4.06	4.73	5.91	4.88	4.74
ソノラ	18.30	17.86	16.62	18.46	23.14	21.97	22.53
ノガレス	12.92	12.85	12.36	13.28	15.96	14.54	14.45
マグナブリエタ	4.62	4.21	3.43	4.04	5.60	5.66	5.82
その他	0.76	0.80	0.83	1.14	1.57	1.77	2.26
タマウリパ	23.14	25.98	26.50	29.14	37.07	37.05	40.19
マタモロス	15.23	15.61	14.64	15.64	19.45	20.69	22.64
レイノサ	5.45	7.85	9.26	10.66	13.87	12.76	14.08
ヌエボラレド	2.46	2.53	2.60	2.84	3.75	3.60	3.47
その他	2.72	3.53	2.55	2.46	4.28	4.84	7.45
合計	119.55	130.97	127.05	150.87	199.68	211.97	231.79

(出所) 7-3表に同じ。

参考資料 7-6 マキラドーラ業種別平均雇用者数（月間平均・単位 千人）

	80	81	82	83	84	85	86
電気・電子機器用 資材及び同附属品	39.63	42.79	40.98	45.92	59.20	57.08	59.11
電気・電子機器	29.77	33.40	33.14	36.77	47.57	43.78	46.54
繊維・衣類	17.57	18.06	15.00	16.21	19.89	21.47	23.67
輸送機器組立部品 及び同附属品	7.50	11.00	12.29	19.59	29.38	40.14	46.28
木製・金属製家具 及び部品	3.23	3.32	3.08	4.89	6.20	6.52	8.08
履物	1.79	1.82	2.04	2.78	3.93	4.53	4.56
玩具・スポーツ用品	2.80	2.67	2.57	3.48	6.17	7.26	6.55
組立修繕用工具 （除、電子工具）	1.83	1.40	1.33	1.51	2.15	2.39	3.09
食料品加工・包装	1.39	1.57	1.62	1.90	1.75	1.86	1.85
その他の製造業	7.94	8.15	7.61	8.41	12.88	14.00	17.30
サービス	6.10	6.79	7.39	9.41	10.56	12.94	14.76
合計	119.55	130.97	127.05	150.87	199.68	211.97	231.79

（出所） 7-3表に同じ。

参考資料 7-7 業種別マキラドーラ企業数及び労働者数

(単位：労働者数 千人)

	1981年		1982年		1983年		1984年		1985年(1-6)	
	企業数	労働者数	企業数	労働者数	企業数	労働者数	企業数	労働者数	企業数	労働者数
食料品加工	9	1.6	9	1.6	9	1.9	10	1.8	11	1.8
繊維，衣料	117	18.1	107	15.0	99	16.2	101	19.9	108	20.9
靴，皮革	19	1.8	21	2.0	30	2.8	35	3.9	36	4.2
木製，金属製家具及び部品	54	3.3	52	3.1	68	4.9	70	6.2	75	6.2
化学製品	4	0.1	-	-	-	-	4	0.3	3	0.9
輸送用機器の組立部品及び付属品	44	11.0	44	12.3	49	19.6	51	29.4	57	37.0
組立て修繕用工具	15	1.4	13	1.3	14	1.5	16	2.2	20	2.3
電気，電子機器	67	33.2	64	33.1	63	36.8	73	47.6	79	43.2
電気，電子機器用資材及び付属品	163	42.8	159	41.0	165	45.9	171	60.9	189	57.9
おもちゃ，スポーツ用品	23	2.7	22	2.6	24	3.5	26	6.2	26	7.3
その他	64	8.1	69	7.6	81	8.4	87	10.9	103	13.4
サービス業	26	6.8	25	7.4	27	9.4	28	10.6	33	12.1
合計	605	130.9	585	127.0	629	150.9	672	200.0	740	207.2

1985年末現在789社，従業員数は21万8,000人。

(出所) 企画予算省資料

日系マキラードーラ企業

S 61. 11. 27 現在

投資会社	松下電器産業	三洋電機	三洋電機	ソニード	ソニード	日立製作所
会社名	Matsushita Industrial de Baja California, S.A.	Sanmex S. A. de C.V.	S. I. A. Electronica de Baja California, S. A.	Magneticos de Mexico, S. A. de C. V.	Video Tec. de Mexico S. A. de C. V.	Hitachi Consumer products de Mexico
所在地	ティファナ	ティファナ	ティファナ	ヌエボ・ラレード	ティファナ	ティファナ
従業員数	1,650人	300人	550人	約560人	175人	-
設立年月日	79. 4. 23	-	82. 9. 21	79. 5. 11	-	-
敷地面積	145,000㎡	-	13,000㎡	-	75,000 f ²	-
建築面積	-	-	-	-	-	-
製造品目	カラーテレビのシャーシ組立て及びカラーテレビ	扇風機等家電製品	冷蔵庫, 製氷機組立て	オーディオ・ビデオ・カセットテープ	カラーテレビ組立て	キャビネット及びびンシャーシの配線工程まで
投資会社	住友電工/オナーンバ	T. D. K.	矢崎総業	日本板ガラス	三菱商事/川崎製鉄	互栄商事
会社名	-	T. D. K. de Mexico, S. A. de C. V.	Autopartes V Arneses de Mexico, S. A. de C. V.	LN Safety Glass, S. A. de C. V.	Fabricacion Metalica de Matamoros, S. A. de C. V.	Industrial Goei de Mexico
所在地	ティファナ	シウダー・ファレス	シウダー・ファレス	メヒカリ	マタモロス	イラブアト
従業員数	300~400人	185人	985人	185人	169人	-
設立年月日	86. 9. -	75. 6. -	82. 7. 2	75. 2. 15	79. 12. 1	76. 1. -
敷地面積	12,500㎡	10,000㎡	42,000㎡	25,759㎡	-	-
建築面積	3,200㎡	3,800㎡	6,000㎡	-	-	-
製造品目	電子機器用ワイヤハーネス(VTR, カラーテレビ)	フェライト・マグネット	ワイヤーハーネス	自動車用強化安全ガラス	ブルトーザ, トラクター用部品	医薬品原料

投資会社	グ	リ	コ	個	人	個	人	東	芝	本田技研工業
会社名	Frutindustrias							Toshiba Electromex		
所在地	メヒカリ			ピエドラス ネグラス	600人	ピエドラス ネグラス	180人	シウダー・ファレス		グナダハラ
従業員数								250人		
設立年月日	84. -			74. -		84. -		86. 11.		
敷地面積	30,000 m ²			-		-		64,000 m ²		
建築面積	2,500 m ²			-		-		10,000 m ²		
製造品目	グリーンアップルジュース ス・レモンジュース			おみやげ用陶器制作		おみやげ用陶器制作		カラーテレビ用シャーシ		

輸出保税加工（マキラドーラ）工業の振興及び操業のための法律

第 1 章

目的及び定義

第1条：本法律は全てもしくは一部輸出活動を行う企業の設立を促進し、操業を規制することを目的としている。この企業はより多くの外貨の獲得に貢献し、雇用の機会を創出し、均衡のとれた地域開発の促進をもたらす。

本目的を達成するために、本法律はこれらの企業の効率的設立および操業を保証するメカニズムの適用を用意している。

第2条：本法律の適用上の用語については以下のとおり定義づけられている。

- I 省：商業工業振興省
- II 委員会：本法律第IV章に述べられている各省委員会
- III 代表部：商業工業振興省代表部
- IV 局：大蔵省関税局もしくは地方関税事務所
- V 法：1981年12月30日付の関税法
- VI 細則：1982年6月18日付の関税法細則
- VII マキラドーラ操業：後で輸出するために、一時輸入した外国商品の加工、製造もしくは修繕を行う工業もしくは商業プロセス。
- VIII マキラドーラ企業：個人企業もしくは法人企業で、本法律の条件にもとづいて保税加工プログラムが承認されており、生産物の全部を輸出する企業
- IX プログラム：マキラドーラ操業の活動申告および同目的のために商業工業振興省が定める書式にもとづいて、企業によって提出される付属書類、この書式の中では、a) 企業に関するデータ、b) 生産プロセスに関する記述、c) 商品もしくはサービスの性格、d) 保税加工操業に使われるために各半期毎に一時輸入される財のリスト、e) 商業工業振興省が要求するその他の必要条件

第 II 章

輸出保税加工プログラム

第3条：商業工業振興省はメキシコ国籍を有する個人およびメキシコの法律にもとづいて正式に設立されている法人で、しかも、本法律に規定されているその他の必要条件：I) 生産物の全てを輸出する。もしくは、II) 国内市場に向けているが、遊休設備を輸出のために利用す

ることを希望する，を満たしているものに対して輸出保税加工プログラムを許可することができる。

さらに商業工業振興省は均衡のとれた地域開発を促進することを目的として，工業開発のために優先とされている地域への新規保税加工企業の設置もしくは既存保税加工企業の拡大を優先的に認めることができる。保税加工企業の工業過密地域への設置は認められない。

第4条：商業工業振興省は各企業に対してメキシコマキラドーラ登録に相当するコード番号を与える。企業は関係官庁で手続きをする場合必ずこのコード番号を使わなければならない。

企業は2年毎に登録の更新を商業工業振興省の支局に申請しなければならない。商業工業振興省の支局は決定したことを大蔵省関税局に通知する。

第5条：輸出保税加工プログラムの承認もしくはプログラムの拡張を得ようとする企業は承認もしくは拡張の申請書を当該書式に従い，かつ要求されている資料を添付して，商業工業振興省もしくはその支局に提出しなければならない。

第6条：申請が承認された場合，商業工業振興省は大蔵省関税局にプログラムもしくは拡張が承認された条件を，承認の日から起算して3労働日以内に通知する。

第7条：輸出保税加工プログラムもしくは拡張が承認された企業に同プログラムの条件にもとづいて以下の商品を一時輸入することができる。

I 原料および補助原料，ならびに容器，梱包資材，ラベルおよびパンフレット等プログラムにもとづいた生産に補完的に必要な物資

II 工具，機器，生産付属品および工業保安ならびに作業マニュアルおよび工業設計図。

前記に加えて，マキラドーラ企業は生産プロセスのために必要な機械，機器，用具および研究室用設備，製品測定用ならびに試験用の設備，さらには品質管理および研修に必要な設備を一時輸入することができる。

I項に規定されている財については，輸入された日から起算して6カ月間国内に滞留させることができる。この期間は，関係者が要請した場合，本法律の規定に基づいて延長することができる。延長が行われた場合には商業工業振興省に通知される。本条に規定されているその他の財については，正式に承認されているプログラムの有効期間中国内に滞留させることができる。

第8条：企業はプログラムの承認により許可された最初の輸入を承認された日から起算して6カ月以内に実施しなければならない。同期間は商業工業振興省がその必要性を認めた場合，一度だけ同じ期間延長することができる。この期間が過ぎると，企業は新たに商業工業振興省の支局に申請しなおさなければならない。

企業が特別の施設を設置しなければならない場合には，関心企業の要請により商業工業振興省は期間を延長することができる。マキラドーラ企業は施設の設置に関する進捗状況を明

示しなければならない。

プログラムの操業を続けるために必要な継続的原材料，設備，道具および用具の輸入許可に関しては，関心企業が商業工業振興省に対し，定められた書式に従って申請する。商業工業振興省は税関当局に対して当該意見を伝える。

第9条：特別なケースで，プログラム操業の対象となっている財が特別輸出割当品目となっている場合，割当量を関心企業間で割り振るのは商業工業振興省の権能である。この割り当てに当たっては，とくに国産化率，工場で行われた加工度，企業資本に占める国産資本の割合が考慮に入れられる。

商業工業振興省は前述の点を基礎として，新規企業の承認もしくは既存企業の再検討をすることができる。

第10条：本法律に関して，目減り（*mermas*）というのは，生産プロセスの進展において消費される量で，かつ輸出される商品の中に組み込まれていることが証明できない部分，およびくずとして生産プロセスを終えて残ったものを指す。いずれについても，輸入量から控除される。

くずの中には国内で製造され，企業の品質管理によってはねのけられた商品も含まれる，ただし，商業工業振興省が通常の水準と見なす範囲に限る。いずれの場合においても，上記の物資は廃棄，慈善団体もしくは教育機関への寄付，外国への返還をするか，もしくは法律の必要条件を満たしている場合には，決定輸入されなければならない。一時輸入された商品の容器，梱包資材についてもくずと同じ取り扱いを受ける。

生産プロセスで生じたくずを国内市場で売却することを希望する企業は，決定輸入のための現行必要条件を満たすだけでなく，型，数量，金額および受け取り人を明記して関税局の許可を申請しなければならない。関税局は，事前に商業工業振興省の意見を聴取して許可するかどうかを決定する。

第11条：企業がプログラムを終了することを決定し，一時輸入した商品を外国に返還することを希望する場合には，30日前に商業工業振興省に対してプログラムの取り消しおよび返還証明を申請しなければならない。

商業工業振興省は関心企業が税，労働その他法律に規定されている義務を履行していることを関係当局が発行する証憑によって証明されさえすれば，登録の取り消しを承認する。

取り消しが承認されると，商業工業振興省はこれを関税局ならびに本法律が規定する各省連絡委員会を構成するその他の部局に通知する。

マキラドーラ登録の取り消し証明書は，関税当局が，承認された保税加工プログラムの裏付により実施された一時輸入品の返還を許可するため不可欠である。

第12条：商業工業振興省は，輸出保税加工プログラムに従っている企業，輸出されるべき商品

の一部を国内市場にて販売することができるケースを決定する。

上記の許可は歴年ベースでだされ、国内で販売することができる商品の数量および金額の割当て量を明示している。この割当て量は企業の年間生産量の20%を超えてはならない。例外的に、正当化されることができるときには、企業が輸出業者としての性格を失わないことを考慮に入れて、より大きなパーセンテージを許可することができる。

商業工業振興省がマキラドーラ企業によって製造されている商品と同一もしくは類似の国産品が十分であると判断する場合、もしくは同製品の国内生産を振興するためのプログラムがある場合には、国内市場への販売は許可されない。

承認された国内市場への販売割当ては、前項に規定されている基準を基本として再検討される。

第13条：国内市場への販売を希望する企業は以下の条件を満さなければならない。

- a) 定められた国産化率の履行を証明すること。
- b) 輸出品に適用しているものと同じ品質管理を維持すること。
- c) 定められた外貨バランスの黒字幅を履行すること。
- d) 国内の既存もしくは潜在的供給者に対し技術援助を与えること。
- e) 法律で定められているその他の必要条件を履行すること。

第14条：直接コストベースでの国産化率は以下の方法で算出される。

国産品	輸入品	合計
(A)	(B)	(C)=(A)+(B)

$$\text{国産化率} = \frac{\text{国産品(A)}}{\text{合計(C)}}$$

(コスト算出上の対象)

- a) 製品に組み入れられる原材料、半製品、完成品および容器
- b) 燃料およびその他製造のために必要な補助的資材
- c) 直接製造に使用されたエネルギー
- d) 賃金および労働契約に盛り込まれている手当を含む直接労働コスト
- e) 国産機械および設備の減価償却ならびに建物および施設が企業の所有である場合には、その償還

第15条：輸出保税加工プログラムを承認された企業は以下の事項を遵守することを約束する。

- I 商業工業振興省が必要とする情報および便宜を提供して企業に承認されたプログラムにおいて規定されている条件を履行すること。
- II 保税加工プログラムにもとづいて輸入した資材を承認された特定目的のために使用し、本法律第9条の規定に従って割当てられた輸出割当を正しく使用すること。
- III 現行法規の規定にもとづいて、各レベルの人を雇用し当該研修を行うと。

IV 租税および労働義務を滞りなく果たすこと、外貨操作に関しては82年12月13日官法にて発表された為替管理法を履行すること、ならびにその他の法規を遵守すること。

V 活動を停止する場合、企業は活動を停止した日から起算して10日以内に商業工業振興省に通知しなければならない。

第16条：商業工業振興省は、とくに以下の工業政策路線に従って保税加工プログラムおよび拡張の振興を図る。

a) 高度技術分野への投資、生産プロセスを近代化する新技術の導入を促進する。

b) 保税加工プロセスにおいてより多くの国産部品使用を図る。

c) 生産性を高めるために労働者の研修に力を入れる。

第17条：本法律に規定されていることもしくはプログラムに規定されていることを不履行の場合、企業は他の法律にもとづく罰則を損うことなしに登録の確定取り消しもしくは有効プログラムの一時的停止による罰則を受ける。

プログラムの一時停止を招いたような行為もしくは失念の再犯は確定取り消しのための十分な理由となる。商業工業振興省は関税局ならびに本法律が規定する各省連絡委員会のメンバー部局に対してマキラドーラ企業に対して課した罰則について、当該目的のために通知する。

商業工業振興省による罰則が適用される前に、関心企業に対して企業が適当と判断する証明証拠を出して自己の権利を弁明できるように30日の期間が与えられる。この後で、商業工業振興省は案件についての決定を下す。

第18条：商業工業振興省は、国境地域および内陸部の支局に本法律第5条、第6条、第8条および第22条および行政手続きの簡素化のために適切と考えられるその他の条について委任する。

第 III 章

通 関 手 続 き

第19条：本法律第6条に規定されている通知が行なわれると、関税局は通関手続きの実施ならびに租税利益の督視のため適宜必要な介入を行なうための、商業工業振興者が与えたコード番号と同一のコード番号を使ってその登録を開設する。

さらに、プログラムが開設されると、企業は関税局に対し一度だけ、プログラムを実施するために選択した一時輸入制度の承認を得るために、関税局が関税一般規則を通じて設定した書式および条件で申請書を提出しなければならない。上記の申請は当該企業が存在する地域を管轄する税関を通じて行うことができ、同税関が申請書を関税局に送付する。

第20条：関税局は前条に規定されている承認を与える際、およびプログラムの条件にもとづい

て以下の点について明示する。

- a) プログラムの下で輸入される商品
- b) 滞留期間
- c) 目盛りおよびくずとして承認されるパーセンテージ
- d) 輸入および返還が行われる税関
- e) その他の履行しなければならない税関義務

上記承認は関心企業に通知され、写しにより通関が行われる税関にも通知される。

関税局は、申請および承認されたプログラムの実施を容易にするために必要な通関および手続きマニュアルを作成し発行する。

第21条：通関検査は以下の形で行なわれる。

- (I) 企業が行う最初の輸入の場合には、商品の検査は関税法第29条および関税法細則第96条および第97条に規定されている条件にもとづいて行なわれる。関税法第29条に基づいて検査を実施する場合、輸入品の2%以上を開梱もしくは重量測定することはできない。
- (II) 前もって分類されている商品の2回目以降の輸入の場合には、税関士は申請書に明記されている関税分類番号が前もって分類されている商品の種類および名前に一致しているかどうかの確認を行なうのにとどめる。
- (III) 返還あるいは輸出の場合には、申請書および送り状、もしくは船荷リスト。

第22条：外国から直接輸入された商品だけが申請された保税加工プログラムに向けることができるだけでなく、国内のフリーゾーンあるいは保税区からくるまだ国内貨物化の手続きがされていない商品も向けることができる。この場合には関税局は商業工業振興省に通知し、承認されたプログラムにもとづいて輸入する残量についての調整を行う。

第23条：マキラドーラ企業は税関当局の事前承認を得て、承認された保税加工プログラムもしくは拡張にもとづいて事前に輸入した機械および設備の20%までを修理もしくは代替のために輸出もしくは一時輸出を行うことができる。この場合、関税局は上記の承認につき商業工業振興省に通知し、修理もしくは代替のために一時輸出された機械設備が再び輸入されるまで新規の返還を認めることができない。

第24条：関税局は、商業工業振興省の意見を事前に聴取した後、一時輸入された商品が輸入された時と別の人が返還することを承認することができる。当該承認には当該商品を輸入した人に代わって返還しようとする企業が守らなければならない義務を明示する。

第25条：マキラドーラ企業は、部品および原材料の不足が生産に影響を及ぼしており、その調達が緊急を要する場合には緊急輸入を行うことができる。この場合、関税局はこれを商業工業振興省に通知する。

さらに、関税局は商業工業振興省の事前同意を得た上で当該必要条件が履行されることを条件として、企業の操業を改善するのに必要なものでプログラムに含まれていなかった商品を一時輸入することを認めることができる。

第26条：関税局は、商業工業振興省によりプログラムにおいて認められている目盛りおよびくずの概念による控除を行う権能が与えられている。

くずは許可された期間内に返還されなければならない；事前に必要条件、制限および租税の支払いを履行し、国内貨物化するか廃棄を申請する。廃棄の場合には、関税局はその破壊もしくは商業工業振興省の意見を事前に聴取し、適当と思われる処分をする権能を有する。

第27条：承認されたプログラムのもとで、輸入された商品の通関手続きは税関の保税区内で行うか、企業所在地の保税区内で行うか、税関の検査センターで行うか、もしくは隣国の税関当局と合同で行うか関心企業の選択によって行われる。

第28条：関心企業は連邦租税法第141条に規定されているいずれかの方法によって租税利益を保証する。

操業年数、経済的支払い能力および企業モラルから判断して保証すべき租税利益の割合を減少させるのか、合理的であると判断されるマキラドーラ企業に関しては、関税局はボンドを積む場合、梱包資材、ラベルおよびパンフレットに対応する租税クレジットの40%、機械、機具、機器、用具、工具、設備および部品については60%カバーすればよい旨許可することができる。いずれの場合にも罰則の可能性に対しては、同額の保証を行わなければならない。

第29条：関税法および関税法細則ならびに税関一般規則第5条に規定されている条件に合致している場合、通関手続きは商品を入れている包みの物的検査を通じて、この商品を輸送するトラックに乗せたまま行われる。

第30条：プログラムの結果生産された商品は、原材料が輸入された税関と異なる税関から、一回もしくは数回に分けて輸出することができる。この場合、輸出税関は譲許されている保証および当該統制の軽減もしくは取り消しのために輸入税関および関税局に対して通知しなければならない。

第31条：事故、予期せぬ事態もしくは不可抗力により、一時輸入された資材もしくはこれにより製造された品目が回復不能な破壊もしくは消失してしまった場合で、この状況が税関により確認された場合には、当該義務の軽減に関し輸出を行ったと同じ取り扱いを受け、保証義務も取り消される。この場合、商業工業振興省に通知しなければならず、これらの品目はくずと同じ取り扱いにする。

第 IV 章 各省連絡委員会

第 3 2 条：本法律の適用に介入すべき連邦政府の種々な部局の行動を調整するために、マキラドーラ工業振興のための各省連絡委員会を設立する。

委員会は内務省、大蔵省、予算企画省、商業工業振興省、労働・社会福祉省の代表により構成される。

各代表に代理人が任命される。

各省連絡委員会の会長および技術担当秘書は、商業工業振興省によって任命される。スタディを準備すること、情報を入手することならびに同委員会がその目的を達成するのに必要な活動をするのは技術担当秘書の責任である。

各省連絡委員会は 2 カ月ごとに通常委員会を開催する。各省連絡委員会の会長は、適当とみなす時もしくはいずれかのメンバーから書面にて要求があった場合、特別委員会を召集できる。

第 3 3 条：各省連絡委員会の役割は以下のとおり。

- I) マキラドーラ工業の振興のため商業工業振興省に基本的政策および部門別政策を提案すること。
- II) 本法律に盛り込まれている規定の履行、および行政手続きを簡素化することを保証するための調整メカニズムを作ること。
- III) マキラドーラ工業に関係のある他の部局に対し、マキラドーラ工業振興のための意見を出すこと。
- IV) 各部局が所轄の権限内でマキラドーラ工業の振興および規制に協力するように一般決議を出すこと。
- V) 各省連絡委員会がよりよく機能するために必要な作業部会を設立すること。

第 3 4 条：マキラドーラ工業の振興のための各省連絡委員会の諮問支援および助言機関として諮問委員会を設置する。

この委員会は各省連絡委員会の構成する各省、マキラドーラ工業全国会議、各地のマキラドーラ工業会、その他適当と思われる部局、機関、組織によって構成される。諮問委員会は少なくとも 3 カ月ごとに会合を持ち、商業工業振興省の代表が議長を務める。

第 3 5 条：各省連絡委員会は、その目的と履行のために適当と判断する場合、他の連邦政府の部局の代表を委員会に呼ぶ。さらに、各省連絡委員会は必要と判断する場合、マキラドーラ工業諮問委員会の召集および他のマキラドーラ工業に関係のある他の活動分野の代表を呼ぶことができる。

第 3 6 条：内務省は移民サービス局を通じマキラドーラ企業の操業に必要な外国人、管理者およ

び技術者の入国を許可することができる。この権能は、国内に設置されている移民サービス局の支局においても行使できる。

経 過 措 置

1. 本法律は官報で発表された翌日より発効する（官報発表日1983年8月15日）。
2. 現在すでに授業中のマキラドーラ企業の登録は最後に譲許された登録コード番号の有効期間有効である。